

三重県議会議会改革の検証にかかる追加調査結果等
(三重県議会議会改革諮問会議 最終答申「資料編」)

平成23年1月24日

三重県議会議会改革諮問会議

<目次>

平成 22 年度「市町議会と県議会との交流・連携会議」報告書 ……	1
平成 22 年度「みえ出前県議会」報告書 ……	15
「議会・会派・議員活動」にかかる状況把握アンケート結果報告 ……	31
会派ヒアリング結果報告 ……	39
会期等の見直しにかかる外部検証結果 ……	51

平成 22 年度「市町議会と県議会との交流・連携会議」報告書

平成 22 年 9 月 17 日

三重県議会議会改革諮問会議委員 廣瀬克哉

1. 趣 旨

平成 21 年度に実施された「三重県議会との連携にかかる市町議会アンケート」及び「同ヒアリング」の結果、県議会との交流・連携が必要とする回答割合が極めて高い状況であったことを踏まえ、諮問会議第一次答申では、「今後さらに議論すべき主要課題」及び「期待される試行的取組とその検証」の中に、「市町議会と県議会との交流・連携」が盛り込まれたところである。

今回の交流・連携会議は、この答申を受ける形で県議会において内容が検討され、取組趣旨に賛同いただいた志摩市議会及び南伊勢町議会との協力の下、実施されたものである。

2. 実施方針

県議会から県内市町議会に交流・連携会議への参加希望を把握する際に示した実施要領は、次のとおりである。

(1) 目 的

市町議会の高い意向がある県議会と市町議会との交流・連携について、双方にメリットのある取組としていくため、県内の複数圏域で試行的な取組を行い、その検証結果を反映させながら、県内全域での具体的な取組につなげていく。

(2) 開催方法

当会議に参加する市町議会及び開催時期等については、市町議会の意向を把握し、協議・調整のうえ決定する。

なお、開催場所については、交流・連携会議に参加する市町議会の圏域を基本とする。

(3) 出席者

全体で 20 名程度までとし、内訳は市町議会と県議会が協議のうえ決定する。

< 解説 > 限られた時間の中で全出席者が発言できるためには、最大で 20 名程度とすることが妥当と判断された。

(4) 内容及び進行

議会改革諮問会議委員が会議全体を司会進行(コーディネート)し、2時間程度の意見交換を行う。なお、具体的な内容については、参加市町議会と県議会が協議のうえ決定する。

第一部：県議会からの提案事項

第二部：市町議会からの提案事項

< 解説 > 先のヒアリング結果では、市町議会の受け止め方として、県と市町との関係は対等と位置づけるものの、一面では上下関係で捉えられやすい状況がある。意見交換の場についても、何かを訴える場を求める意向もある。このため、議題設定については、県議会として提起するものと、市町議会から提起するものを対等に位置づけることが適切であると整理した。

(5) 会議の公開

マスコミ、県民、議員も含め傍聴は可とする。

3. 経 過

平成 22 年 5 月 21 日 三重県市議会議長会総会において、「議会改革諮問会議第一次答申（市町議会と県議会との交流・連携を含む）」及び「市町議会アンケート、同ヒアリング」について説明。

平成 22 年 6 月 2 日 三重県町村議会議長会理事会において、「議会改革諮問会議第一次答申（市町議会と県議会との交流・連携を含む）」及び「市町議会アンケート、同ヒアリング」について説明。

平成 22 年 6 月 10 日 三重県議会議会改革推進会議役員会において、市町議会との交流・連携の試行の方針を検討。

広域圏単位で 2 箇所程度開催することとし、対象地域の調整にあたっては市町議会の意向を尊重する。

内容は、「県議会からの提案事項」及び「市町議会からの提案事項」とする。 など

平成 22 年 6 月 11 日 三重県議会から県内市町議会へ実施要領を送付し、参加希望を把握する。〈会議の候補日〉9/1、9/2、9/16、9/17

平成 22 年 7 月 15 日 三重県議会議会改革推進会議役員会において、市町議会からの回答結果を踏まえ、交流・連携会議の対象地域及び日程等を検討し、9 月 2 日に志摩市議会及び南伊勢町議会と会議を志摩市で行うことを調整し、当日、結果を各市町議会へ連絡。

〈参考〉志摩市及び南伊勢町のほか 2 市町から参加希望あり。なお、候補日は 9 月定例会の日程と重なっており、調整困難とする市町議会が多くあった。

また、出席議員数については、人口規模や条例議員定数を考慮し、県議会 10 名程度、志摩市議会 6 名程度、南伊勢町議会 4 名程度とした。

平成 22 年 7 月 20 日 三重県議会代表者会議において、市町議会との交流・連携会議の内容について、議会改革推進会議から報告。市町議会からの提案テーマにより、関係する常任委員会の参加協力を依頼。

平成 22 年 7 月 22 日 3 議会（志摩市、南伊勢町、県）の事務局間で事務打合せを行い、市町議会からの提案テーマ及び出席議員の調整について協議。

平成 22 年 7 月 28 日 第 5 回三重県議会議会改革諮問会議において、市町議会との交流・連携会議の予定について、県議会から説明。

平成 22 年 8 月 6 日 志摩市議会及び南伊勢町議会において、市町議会からの提案テーマについて協議が行われ、「志摩地域における地場産業の活性化」と決定される。

平成 22 年 8 月 11 日 3 議会（志摩市、南伊勢町、県）の事務局間で事務打合せを行い、会議資料や会場・設備、報道機関への情報提供方法などについて協議。

平成 22 年 8 月 20 日 三重県議会議会改革推進会議役員会において、市町議会からの提案テーマ及び出席議員数などについて確認。

4. 実施概要

(1) 日時・場所

平成22年9月2日(木) 14:00～16:40 志摩市役所 6階委員会室

(2) 参加市町議会及び参加者

議会名	役職	氏名
志摩市議会	議長	森 昶
	副議長	小河 光昭
	総務財政常任委員会委員長	西崎 甚吾
	教育民生常任委員会委員長	杉本 三八一
	産業建設常任委員会委員長	坂口 洋
	議会運営委員会委員長	濱口 三代和
南伊勢町議会	議長	上村 久仁
	副議長	松葉 和久
	産業建設常任委員会委員長	沢村 圭也
	総務財政常任委員会委員長	岡本 眞
三重県議会	議長	三谷 哲央
	副議長	森本 繁史
	議会改革推進会議会長	萩野 虔一
	議会改革推進会議副会長	中村 進一
	議会改革推進会議副会長	岩田 隆嘉
	議会改革推進会議幹事	奥野 英介
	議会改革推進会議監事	津村 衛
	防災農水商工常任委員会委員長	末松 則子
	防災農水商工常任委員会副委員長	辻 三千宣

法政大学教授 廣瀬克哉氏(三重県議会議会改革諮問会議委員)

以上のほか、3議会の傍聴議員、事務局職員など 計約60名

(3) 進行

全体：三重県議会議会改革推進会議会長 萩野虔一

意見交換：廣瀬克哉氏(法政大学教授、三重県議会議会改革諮問会議委員)

(4) プログラム

1. 開会(14:00～14:10)

挨拶(3議会議長) 出席者紹介

2. 意見交換(14:10～16:30)

(1) 県議会からの提案事項(14:10～15:15)

「今後の地方自治制度の中における議会の位置づけについて」

提案説明：廣瀬克哉氏

<解説>自治体議会全般に共有されている大きな課題を取り上げ、それに対応していく際にも、市町議会と県議会が同じ立場で取り組んでいける種類の課題を設定することとした。

現在、地方自治法の抜本改正についての議論が地方行財政検討会議で進められており、首長と議会の関係、或いは今後の議会制度の在り方について議論が既に行われつつあることから、これを具体的な議題として設定した。

<休憩 10 分程度>

(2)市町議会からの提案事項(15:25~16:30)

「志摩地域における地場産業の活性化について

- 農林水産業の振興と観光産業の活性化 - 」

提案説明：志摩市議会議長、南伊勢町議会議長

<解説>複数の市町にわたる圏域の課題を共有しつつ意見交換できる議題として、志摩市議会及び南伊勢町議会の双方で検討・調整された。

3.その他(16:30~16:35)

市町議会と県議会との交流・連携の在り方について

4.閉会(16:35~16:40)

挨拶 三重県議会副議長 森本繁史

(5)県議会からの提案テーマにかかる意見交換

議題：「今後の地方自治制度の中における議会の位置づけについて」

提案説明：廣瀬克哉氏(法政大学教授)

1.地方自治法抜本改正に向けての検討状況

2010年1月に総務省内に地方行財政検討会議が設置され、現在、2つの分科会に分かれて、地方自治法抜本改正案を検討中。第1分科会の第4回会議(7/30開催)において、長と議会の関係について素案が提示された。

2.地方自治体の基本構造に関する案

(1)基本構造のモデル案

現行の二元代表制を基本としつつ、地方公共団体の判断でこれとは異なる基本構造を選択できるとし、首長と議会との分離・融合の軸に沿って4案と、別種の2案が提案されている。(資料参照)

純粹分離型モデル(議会と長を分離する純粹な二元代表制とするもの)

現行の二元代表制

特別職の兼職許容モデル(議員から副知事・副市町村長を選任するもの)

議員内閣モデル(議員から数名の内閣構成員を選任するもので、イギリスの「公選首長と内閣制度」が参考)

「自治体経営会議」モデル(議員その他外部人材からなる合議体を設けるもの)

多人数議会と副議決機関モデル(多人数議会又は住民総会と副議決機関が併存するもの)

それぞれの議会でどのように受け止めるか。各選択肢にはどんな課題があるのか、あるいはこれまで以上に議会が活発に活動していくためのチャンスが秘められているかを議論する素材としていただきたい。

(2) 共通する課題意識

議会の役割と責任の明確化が期待されているが、有力な議員を首長の部下として使える体制を作ろうとする意図が伺える。

また、大都市や広域自治体に向く制度と、中小規模の自治体に向く制度とは異なる。

(3) 見え隠れしている課題意識

地域社会の縮図としての議員構成を目指しており、大規模多人数議会や住民総会をやったらどうかという提案の中には、そういう意図が強く出ている。

3. 議会としての選択を意識しながら見解を示す必要

60年に1回の地方自治法抜本改正の機会ではあるが、選択肢、制度設計を誤ると、自治体運営が停滞する恐れもある。

議会のあり方について適切な判断ができるのは、まず第1に議会であり、議会内や議会間の議論を展開し、議長会等を通して国の検討プロセスに反映する必要があるのではないか。

< 意見交換での主な意見 >

(志摩市議会、 南伊勢町議会、 三重県議会)

「地域主権改革」という議論が始まり、議会の在り方、議会制度が基本的に見直されている一つの時代の節目であり、しっかりと議会論について議論しなければいけない。首長によっては、議会はどちらかと言うと邪魔なもの、抵抗勢力だと捉えられているのでは。マスコミ等も含めて、議会が悪者であるという風潮が一部に流れており、議会人の一人としてしっかりと危機感を持って対応しなければいけない。

議会よりも執行権を持つ首長の方が力関係がずっと強いという思いはある。説明にあったモデルが国の方で制度化に向けて検討されていると考えると恐ろしい。

声を大きく上げた首長の方向でこの改正が進み、議会側の意見が全く無視されている。決定する前に議会としても方向性の案を出していかないと大変なことになる。

議会不信を払拭しない限り、議会としての存在意義がなくなる。そのためには、現況の二元代表制を充実させていく以外にない。議会改革をきちんとやって、誰から見ても議会の情報がきちん公開され、議論もしているという、議会の姿をどう作り上げていくかという議論を今やらないといけない。

現行が二元代表制とは言え、一元代表制に近い。議会が財源を持てばかなり強いものになってくるのではないか。

議会改革といっても、県議会レベル、市議会レベル、町議会レベルでは違った形がある。自分たちの議会では、各議員が住民にオープンにいろいろな意見を聴く、こちらから出向いて話を聴きに行く、そのような形で議会活動を行っている。

量の改革をずっとやってきたが、県民の皆さんにとって「これが」という、いわゆる質の改革に今、舵取りをしていくべきである。

(6) 市町議会からの提案テーマにかかる意見交換

議題：「志摩地域における地場産業の活性化について

- 農林水産業の振興と観光産業の活性化 - 」

提案説明：志摩市議会議長、南伊勢町議会議長

志摩市議会

1. 現状と課題

地形的に南北に長い三重県は、政治・経済とさまざまな分野で南北格差というものが歴然としており、伊勢志摩地区は、企業誘致には不向きな環境にある。

恵まれた資源、いわゆる観光資源としては次のものがある。

- ・万人の方が認める伊勢神宮をはじめとする歴史文化資源
- ・全域が伊勢志摩国立公園の中にあるという風光明媚な自然環境
- ・古代・万葉の時代から、「御食つ国」として著名な新鮮魚介類の宝庫等々を含め、他の地区よりも絶対に特化された特徴という素材

地域の課題としては、次のようなものがある。

- ・耕作放棄地の増加と獣害被害の深刻化
- ・生活排水の汚染、ヘドロの蓄積、磯やけ等々の影響による沿岸漁業の水揚げの不振
- ・真珠養殖業の壊滅的な不振
- ・アオサの養殖業の漁獲高の減少 など

2. 今後の方向

観光客の誘致には、特に「食」が本物であることが重要であり、荒廃農地の解消や、豊かな海を取り戻すため、以下の事業を展開していく。これらは、一団体、一自治体の段階で解決できるものではなく、国レベルの計画やプロジェクト等で事業展開をしていくためにはどうしたらいいか、突き詰めた議論が必要である。

- ・磯やけ対策重点地区指定
- ・生活排水規制に関する条例の制定
- ・ヘドロ解消の為に浚渫事業
- ・真珠養殖業へのてこ入れ
- ・耕作放棄地の解消
- ・就農しやすい環境づくり
- ・獣害対策
- ・里地・里山の保全

南伊勢町議会

1. 現状と課題

(1) 漁業・漁村

急傾斜地や狭隘な地形の条件不利地域に立地し、地震や津波、高潮対策の必要性があり、また過疎化や高齢化が進んでいる。

魚価の低迷、燃油の高騰、資源の減少等、依然として厳しく、漁家経営、漁業経営ともに非常に難しくなっている。

漁協においても、漁家の減少や経営不振から統廃合を余儀なくされ、漁場造成、種苗放流といった投資的事業に取り組む余裕がなくなっている。

このため、公的支援の拡大といかに6次産業化を図るかが課題。

(2) 農業・農村

平坦部が少ない地形のため、収益性に乏しい。

獣害による耕作放棄地が増加するなど、農業離れが進んでいる。

地形条件や後継者不足等の理由により、集積化、集落営農化が進展しない。

木材価格の低迷等から放置林が増え、自然林とともに荒廃が進んでおり、これらが獣害の原因ともなっている。

このため、後継者不足の解消、公費助成による生産者負担の軽減、獣害対策、農業の6次産業化をどう進めるかが課題。

(3) 観光

体験や学ぶ観光への取り組み、修学旅行誘致の効果から、日帰り客は増加傾向にあるが、宿泊客は減少傾向となっている。

入り込み客数は増加傾向にあるが、町内経済への波及効果は少ない。

伊勢志摩地域は一つのブランドとして認知されていると思われるが、観光客の訪れは地域的に偏っている。

このため、波及効果を生み出すためには農林水産業との連携が不可欠。

2. 今後の方向

農林水産業と観光業との連携が不可欠であり、農林水産業との連携仕組みづくり、リーダー育成、県・市・町の連携や、広域的な取り組みを進める必要がある。

また、現在、個々に点で活動しているいろいろな地域活性化グループを議会、行政が何とかして線にしていく施策を実践する必要がある。

< 意見交換での主な意見 >

(志摩市議会、 南伊勢町議会、 三重県議会)

(基調提案に対する県議会の取組)

基調提案いただいた課題については、地域連携、農商工連携の観点から県議会でも防災農水商工常任委員会で議論を行っているところ。

農業振興条例というようなものをできれば12月の議会には議決できるよう進めている。この条例には、獣害対策についても、三重県らしさ、三重県特有ということで項目も新たに入ってくると思われる。この条例をもとに基本計画あるいは第3次戦略計画につなげていけるよう議論している。

第一次産業については、しっかりと取り組んでいく。

観光振興条例も3月までには議会に出てくるようなので、常任委員会でしっかり取り組んでいきたい。

昨年度設置した地域経済活性化特別委員会では、地域の産業、中小企業をフォローするファンドの充実について執行部に提言した。

(地域の状況)

点での活動は一生懸命やられているが、それをフォローしていく人が少ないのが現状。商品開発にも取り組まれているが、都市への移動代、発送代などで採算が取れないなど、いろんな面で大変苦労されている。

真珠の養殖産業が危機的な状況にある中、自分たちで組織を作って生産、加工、販売する6次産業の取り組みをしている団体もある。差別化ができるような仕組みを作っており、そういったところも知っておいてもらいたい。

英虞湾の区画漁業権は個人免許が非常に真珠業界で多い。漁場の整備、観光面の観点から、県で引き取ってもらえないか。

(農業振興条例)

農産物、水産物の価格保障や、志摩の物が中勢、北勢の方まで流通する仕組みについて、知恵を出し合いたい。農業、漁業の振興条例にもそういう視点をぜひ入れていただきたい。

流通の強化、自給率の向上、耕作放棄地の解消などの取り組みについて、観光振興や、農業振興条例の検討の際に議論したい。

町独自で条例作りに取り組みられれば、それにより議員が勉強することにもなる。

(鳥獣害防止対策・農家戸別保障制度)

鳥獣害防止対策事業が時限立法によって今年で終わってしまうが、これについての防災農水商工常任委員長の考えは。また、今年から戸別所得補償制度で、1反当たり15,000円支給になるが、この金額についてどう思うか。

獣害対策は、三重県では絶対に欠かせない課題、対策をしていかなければならない課題であり、議会全体でもっと慎重に、かつスピードをもって取り組んでいかなければいけない。農家戸別保障制度については、超党派で委員会としてもう少し現場の皆さん、農業団体の皆さん、生産者の皆さんからご意見をいただければならないが、まだ現実に制度が始まったばかりなので、慎重に見させていただきたい。

(広域連携)

伊勢志摩から紀州までを広域的に考えていかないと南の中でも格差ができてくるのではないか。こういう連携会議が第一歩となる。

「蟻の熊野詣」など、広域的な観光行政に取り組んでいる。高速道路ができて、素通りすることがないよう、個々の地域がそれぞれ知恵を絞っていかなければならない。

(その他)

県立志摩病について、指定管理となっても、医者等の確保と今までのような病院の継続をお願いしたい。住民もそのように思っているので、しっかり応援してほしい。

(7) 市町議会と県議会との交流・連携の在り方について

3人の議長からの意見は次のとおり。

この交流・連携会議の落とし所、結論は何を望んでいるのかが分からなかった。事前にもっと的を絞った形の提案であってほしい。

志摩市議会議長の意見に同感だが、こういう意見交換の場をどんどん作っていただき、三重県のために、我々自分の地域のためにしっかりと頑張りたいと思う。ぜひまたこういう機会があればよろしくをお願いしたい。

非常に限られた時間で、なかなか議論が噛み合わなかった部分がたくさんある。今回は、できるだけお互い、情報・課題が共有できるような、そういう場になればとの思いで提案をさせていただいた。国の今の地域主権改革の議論から鳥獣害対策まで、か

なり幅広い議論となったので、少し焦点がぼやけた感じがする。今回の反省を踏まえて、次回はもう少し個々具体のテーマに絞った形でお互い議論ができる場に仕上げていきたい。

5. 検証結果

(1) 開催時期

今回の試行的取組にあたっては、三重県議会の日程及びコーディネーターを依頼した議会改革諮問会議委員の廣瀬氏の日程を予め調整し、候補日を4日間提示する形で、市町議会の参加希望を把握したが、9月定例会の日程の都合から、今回の参加を見送るとの回答が市町議会から多く寄せられた。

定例会年2回制を採用し、議会日程が過密な県議会側の課題もあるが、今後は、交流の相手方である市町議会の年間議事日程等も予め把握し、開催時期を検討していく必要がある。また、市町議会との交流を県議会の年間活動の中でどのように位置づけていくかについて、会期制の在り方とも合わせて検討する必要がある。

(2) 対象地域の調整方法

今回は、試行的な取組という位置づけから、参加希望のある市町議会とのみ交流・連携会議を実施したが、まとまった広域圏で行う場合は、その圏域を構成する全ての市町議会が参加できるよう、調整していく必要がある。

今後、もし県全域で市町議会との交流・連携会議を実施するのであれば、29市町議会がどこかで参加できるよう、広域圏の設定の仕方も含めて、予め市町議会側とも協議しておくことが望ましい。

(3) テーマの設定

先のヒアリング結果では、市町議会の受け止め方として、県と市町の関係は対等と位置づけるものの、一面では上下関係で捉えられやすく、県政の支援を期待したり、陳情、要望的なものも見受けられた。意見交換の場を求める場合にも、何かを訴える場が欲しいという意向も一部にあった。他方、県議会に呼び出されて議会改革を指導されるのではないかという受け止め方もあり、こうしたことを踏まえ慎重に配慮しながら場を設ける必要があった。

このため、議題設定については、県議会として提起するものと、市町議会から提起するものを対等に位置づけることが適切であると整理した。

県議会からの提案事項

自治体議会全般に共有されている大きな課題を取り上げ、それに対応していく際にも、市町議会と県議会が同じ立場で取り組んでいける種類の課題を設定することとし、具体的には、今、地方自治法の抜本改正についての議論が地方行財政検討会議で進められており、首長と議会の関係、或いは今後の議会制度の在り方について議論が既に行われつつあることから、これを議題として設定した。

三重県議会では、平成22年度に開催の第6回全国自治体議会改革推進シンポジ

ウムでもこれをテーマとして掲げ、全国自治体議会を先導する役割をしていたこともあり、活発な発言が相次いだ。しかしながら、市町議会では、こうした議論が国でされているという情報が共有されていないこともあり、残念ながら活発に意見交換するには至らなかった。

今後は、双方に共有した議題であっても、参加者が容易に議論しやすいよう論点を整理するなど、何らかの工夫をしておく必要がある。また、予め議論に必要な資料を早めに送付するなど、情報を共有し、各議会において若干議論しておくなど、事前の準備も重要と考えられる。

市町議会からの提案事項

複数の市町にわたる圏域の課題を共有しつつ意見交換できる議題として、志摩市議会及び南伊勢町議会の双方で検討・調整された結果、「地場産業の活性化(農林水産業の振興と観光産業の活性化)」が具体的に提案された。

テーマ設定は、個別具体的なものに限定してしまうと事業レベルや特定地域の話題に集中しやすいことを考えれば、今回のような幅広いテーマは、議会本来の役割の一つである政策議論をするには相応しいものと考えられる。

今回の会議では、両市町議会からテーマにかかる趣旨説明がされたものの、特に参考となる資料等は配布されなかった。その代わりに、提案趣旨の内容を事前に確認し、限られた時間で有意義な意見交換ができるよう、県議会事務局独自に参考資料等も用意されていた。しかし、当日は、テーマに関連する幅広い質疑等が相次いだこともあり、特定の常任委員会では対応が難しいものが多くあった。

今後は、テーマに関連する質疑事項も含めて、事前に提案趣旨を十分に確認しておく必要があり、その内容に応じて、参加議員も調整しておくことが求められる。

(4) 参加議員の選出

参加人数

限られた時間で意見交換可能な人数としては20名程度が限界であり、参加者全員が複数回発言できるよう配慮するのであれば、さらに人数の絞込みが必要である。

各議会の参加人数の割当については、市町議会からは多少の不満があったようであるが、組織規模や議員定数に応じて差を設ける必要性はあまりないと考えられる。ただし、会議に参加する議会数によって、各議会の参加人数は当然、異なってくる。

なお、今回の取組にあたっては、三重県議会議会改革推進会議による検討及び主催という位置づけから、結果として県議会議員の出席が多くなった。

構成

議会という機関同士の交流であることを踏まえると、正副議長のほか、検討テーマに関係する委員会委員長等を基本とし、全体の出席者数に応じて柔軟に追加ができるように配慮すべきと考える。

(5) 時間配分

1テーマにつき約60分の時間で意見交換を実施したが、やや消化不良の感があった。県議会からの提案事項については、講師との質疑応答が中心となったこともあり、

時間の制約という課題はさほど無かったものの、市町議会からの提案事項については、県議会に対する市町議会からの関連質問や意見等が相次いだこともあり、やや時間が不足気味であった。

また、当日は、多くの地元議員が傍聴参加していたが、会場からも意見を述べる時間を確保できるよう配慮しておくことが、市町議会と県議会との交流・連携の趣旨や議会の役割等について理解を広めていく上でも重要となる。

(6) 議論の進め方

各テーマにかかる提案説明を行った後、参加者による自由な意見交換に際して、今回はコーディネーターにより進行したが、今後、経常的な取組として定着させるには、基本的に県と市町議会議員のみ構成により進めていく工夫が求められる。但し、今回の首長と議会の関係のように、地域現場の政策課題に限定されていないような特定テーマで意見交換する場合には、専門家の活用が効果的な場合もある。

市町議会からの提案テーマにかかる専門家は入らなかったものの、地域課題ということもあり市町議会からは積極的な意見や質問が出された。ただし、意見交換の内容からは、必ずしも議会の役割を十分には理解されていないのではないと思われる発言も随所に見受けられた。例えば、国の施策についての県議会の見解を求めたり、県執行機関の事業について実現を求めたりするものがあった。今回の会議に関わらず、県議会を国（上位機関）への陳情・要望の窓口と捉えたり、地元の要望を執行機関に配慮するよう伝達する窓口として期待する傾向は、まだまだ多くある。

また、提案されたテーマの本題と関連する質問や意見が相次いだため、議論がやや散漫になり、十分に政策的な議論を深めるには至らなかった。

これらの課題は、普段の議会における議員間討議をいかに充実させるかということとも関連すると考えられるが、意見交換の場を重ねていくうちに経験的に理解を深めていくことが求められる。

(7) 主催者

今回の市町議会と県議会との交流・連携会議は、市町議会が県議会との交流・連携に関して潜在的に高いニーズがあることを踏まえ、県議会が企画し、参加を呼びかけて実現したものであり、実質的には双方の共催により実施されたものである。しかしながら、県議会側から市町議会側へ参加希望を照会したことが、県主導と受け止められた面があったようである。また、市議会議長会や町村議会議長会に対しては、総会等の場を活用しながら経緯や趣旨説明を行い、交流会議への参加意向を把握する段階でも当該会議の趣旨が説明されていたが、残念ながら市町議会には、ほとんど理解されていない状況であった。

今後は、改めて市議会議長会及び町村議会議長会へ趣旨説明を行い、対等な関係から当初より共催することを前提に、協議や諸準備を進めていく必要がある。

(8) 実施準備の在り方

先の主催者の課題とも関連し、市町議会と県議会が対等な関係により会議を開催す

るためには、事前の協議の進め方が重要となる。

今回は、議会事務局同士で段階応じて2回打合せを行うとともに、随時、電話やメール等で連絡を取っていたこともあり、2年前に実施された交流会議と比べると成果は高かったとの評価も県議会側にはあるが、一方で、市町議会側はさほど満足度が高くないと見受けられることから、事前の協議や準備の在り方をふり返しておく必要がある。その際、会議の実施日から逆算して、準備の各段階に応じた協議や確認が確実にできるよう、無理のないスケジュールを組んでおくことが求められる。特に、議会は合議機関であり、議長や事務局長の判断だけで決定できないことが多くあるということを考えれば、各議会で議論し決定できるだけの期間を確保しておく必要がある。

また、意思決定過程の情報については、その公表の時期や方法についても、十分な配慮が必要となる。例えば、県議会では今回の会議の実施方針等について検討する際、全て公開の会議で議論され関係資料も公表されるため、そのことを念頭に置いて、事前に関係議会と調整しておく必要がある。

6. 今後の展望

以上、今回の市町議会と県議会との交流・連携会議の検証を行った上で、今後の市町議会との交流・連携の在り方について、次のとおり提案したい。

(1)さらなる試行と検証の継続を

全国の都道府県議会では、市町議会との交流・連携の取組事例はほとんどないものの、基礎自治体の議会では、地域住民への議会報告会など住民と直接対話する取組事例が全国で100以上ある。これらの取組状況を見てみると、最初のうちはお互いのコミュニケーションのとり方がよく分からず、苦情や要望、陳情が多く出されて終わることも多々あるようであるが、何回か蓄積していくうちに、何が効果的かが互いに分かるようになり、徐々に進化していっているように思われる。

今回の三重県議会での取組も、1回だけで成功を求めるのではなく、試行錯誤をして何度か実践を重ねる中で、より効果の高いものへと改善していくことが求められる。

(2)圏域ごとに地元県議会議員と市町議会とで調整を

市町議会からの提案テーマに関しては、広域圏を構成する市町議会が協議して決定していくことが基本ではあるが、合わせて、この圏域から選出されている県議会議員が、関係する市町議会と共に検討テーマを検討していくことが有効ではないかと考える。それは、県議会議員は、日頃の議員活動の中で広域的な課題を把握整理している立場にあり、市町議会の意見が異なる場合の調整役も期待できるからである。

(3)「みえ出前県議会」(みえ県議会出前講座の一般対象化)の活用を

市町議会からの提案テーマについては、時間的な制約から、1回の会議で議論が完結することが難しいものもあり、今後、継続した議論が市町議会から求められる可能性が高い。また、他の圏域からも広域的なテーマにより県議会との意見交換を求める

ことも想定される。

このため、今年度、広聴広報会議において検討され、試行されつつある「みえ出前県議会」の制度を活用し、その対象を複数の市町議会（広域圏）にも拡大して、対応していくことが考えられる。

(4) 県議会からの提案テーマ(全議会に共通するテーマ)については合同で

今回の県議会からの提案テーマは、全市町議会に共通したものであり、個別に検討するよりは、一堂に会して情報共有し意見交換するほうが有益ではないかと考えられる。なお、実施にあたっては、県主催で行うよりは、市議会議長会及び町村議会議長会と共催して実施することが、対等な関係で共通課題に対応するという観点からも有益ではないかと考えられる。このほか、市議会議長会や町村議会議長会が個別に総会等で集まる機会を利用して、県議会と一部共催により実施する方法や、三重県自治会館組合と県議会とが共催により合同研修会のような形で実施することも考えられる。

平成 22 年度「みえ出前県議会」報告書

平成 22 年 12 月 16 日

三重県議会議会改革諮問会議委員 相川康子

1. 趣 旨

平成 21 年度に議会改革諮問会議が実施した「三重県議会及び議会改革にかかる県民意識アンケート」の結果によると、今後の議会改革に対する意向として、「県議会の会議への県民参加（県民の意見反映の機会など）」23.7%や「県民との意見交換の場（県議会による議会報告会など）」22.7%など開かれた議会に関するものが高い傾向にあることが明らかになった。しかしながら、県民の県議会への関心はさほど高いとは言えず（関心が「大いにある」及び「少しある」を合わせて 51.3%）、県議会へ県民意見が反映されていることの満足度はやや低い（反映されていると「思う」及び「やや思う」を合わせて 20.6%）状況にある。

また、同じく平成 22 年度に実施した「県議会にかかる NPO、大学等ヒアリング」の結果では、「県民との意見交換など双方向の機会がない」といった意見がある一方、今後は、「特定テーマで専門性を生かした議論へ参加したい」とする意向がうかがえた。

こうした状況を踏まえ、諮問会議第一次答申では、「今後さらに議論すべき主要課題」及び「期待される試行的取組とその検証」の中に、「議会出前講座の一般対象化（各種団体等）」が盛り込まれたところである。

今回の「みえ出前県議会」は、この答申を受ける形で県議会において内容が検討され、取組趣旨に賛同いただいた団体や県民の協力と参加の下、試行的に実施されたものである。

2. 実施方針（試行要領）

県議会広聴広報会議において検討され、決定された平成 22 年度「みえ出前県議会」試行要領は、次のとおりである。

(1) 目 的

三重県議会では、将来の住民自治を担う県民の意識の涵養に寄与するため、学校を対象に県議会の仕組みや議会改革の取組を広報する「みえ県議会出前講座」を実施してきたが、今後さらに多様な県民の意見を県議会に取り入れる広聴機能を強化するため、「みえ県議会出前講座」を学校以外にも対象を広げて「みえ出前県議会」として試行的に取り組み、その検証結果を反映させながら、具体的な広聴の仕組みづくりにつなげていく。

(2) 実施方法

実施主体

「みえ出前県議会」は、広聴広報会議が主体となって実施するものの、意見交換のテーマにより関係する委員会委員等の出席を必要に応じて求める。

なお、議会改革諮問会議委員にコーディネーターを依頼することができるものとする。

テーマ及び対象団体等

ア. 県議会側から事前にテーマを設定

県議会から事前にテーマを設定する場合、出前県議会を希望する団体等は、その中から希望するテーマを選び、申込みができるものとする。但し、応募にあたっては、概ね20人以上の参加が見込めることを要件とする。

イ. 県議会側から随時テーマを設定

県議会は、随時テーマを設定し、県民の参加を募集することができるものとする。

ウ. 応募者側からテーマを提案

上記アに関わらず、出前県議会を希望する団体等は、独自に意見交換のテーマを提案することができるものとする。

県議会からのテーマ

「県議会の役割」や「開かれた議会」、「議会改革の取組」を基本テーマとし、このほか広聴広報会議において別のテーマを設定することができる。

実施件数

今年度は議会改革諮問会議の第一次答申を受け、試行的な取組及び検証を行う必要があることから、年内に2件程度実施する。

会議の公開

マスコミ、県民、議員の傍聴を可とするなど、会議の公開を基本とする。

費用弁償等

出前県議会の参加にかかる費用(交通費等)については、参加者の自己負担とする。

3. 実施テーマ及び経過

上記試行要領では、3つのパターンで実施することができるが、今年中に試行・検証を行う必要があることから、2つのパターンで実施することとした。1つは、広聴広報会議でテーマを検討し、会議に参加する県民を募集するものであり、もう1つは、諮問会議答申の中で提案されたNPO等ヒアリングの実施対象の協力を得ることとした。

(1) テーマ選定までの経過

平成22年8月20日 三重県議会広聴広報会議において、平成22年度「みえ出前県議会」試行要領を決定。

平成22年9月7日 三重県議会広聴広報会議において、第1回「みえ出前県議会」実施要領を検討し、県議会が設定する検討テーマを「県議会への女性参画」と決定した。

平成22年9月15日 三重県議会広聴広報会議において、第2回「みえ出前県議会」実施要領を検討し、県内のNPO中間支援組織を対象に「県議会の役割」及び「NPOの資金確保」を検討テーマとして決定した。

(2) 第1回出前県議会の実施(10/24)にかかる経過

平成22年9月6日 議長定例記者会見において、第1回「みえ出前県議会」を10月24日に開催し、参加者を募集する旨を発表。合わせて、県議会ホームページで参加者募集について掲載。募集期間は9月末まで

平成22年9月7日 2紙で出前県議会の参加者募集についての記事が掲載される。

平成 22 年 9 月 12、14 日 広報みえ（主要 6 紙）で参加者募集について掲載。
平成 22 年 9 月 15 日 参加者募集用チラシを作成し、本会議傍聴者や各会派などに配布・配置。
平成 22 年 9 月 16 日 1 紙で参加者募集について掲載される。
平成 22 年 9 月 30 日 各会派から会派推薦枠の参加者について報告。
平成 22 年 9 月 30 日 公募期限が終了し、12 名の応募があった。公募枠を 10 名程度としていたことから、応募者全員を参加者として決定。
平成 22 年 10 月 6 日 参加決定者に対し、会議開催にかかる通知。
平成 22 年 10 月 7 日 三重大学非常勤講師鈴山雅子氏へコーディネーターを依頼。
平成 22 年 10 月 15 日 鈴山氏と進行方法等について打合せ。

(3) 第 2 回出前県議会の実施(11/11)にかかる経過

平成 22 年 3 月 9 日 県内の NPO 中間支援組織担当者ネットワークを対象に「県議会にかかる NPO、大学等ヒアリング」を議会改革諮問会議が実施。
平成 22 年 4 月 6～7 日 NPO 中間支援組織担当者ネットワークに属する団体を対象に「県議会にかかる NPO、大学等ヒアリング」を議会改革諮問会議が実施。
平成 22 年 7 月頃 NPO 中間支援組織担当者ネットワーク（事務局：みえ NPO センター・ワーカーズコープ）から「みえ出前トーク（職員による広聴広報）」の申し出。
県議会で「みえ出前県議会」の試行を検討していることもあり保留。
平成 22 年 9 月 1 日 みえ NPO センター・ワーカーズコープ（NPO 中間支援組織担当者ネットワークの事務局）と事務打合せ。
「みえ出前県議会」の趣旨等について説明し、NPO 側からの提案テーマの検討を依頼。
平成 22 年 9 月 9 日 県内の NPO 中間支援組織ネットワーク会議が開催され、出前県議会での検討テーマを「NPO の資金確保」とすることで調整。
平成 22 年 9 月 17 日 第 6 回議会改革諮問会議が開催され、広聴広報会議座長から 9 月 15 日の会議結果が報告され、諮問議会相川委員にコーディネーターを依頼。
平成 22 年 9 月 25 日 みえ市民活動ボランティアセンター（みえ NPO センター・ワーカーズコープが指定管理者）から「みえ市民活動・ボランティアニュース」10 月号が発行され、11 月 11 日に開催予定の中間支援組織担当者ネットワーク交流会において、みえ出前県議会を合同開催することが周知される。合わせて同センターのホームページにも掲載される。
平成 22 年 10 月 14 日 みえ NPO センター・ワーカーズコープと当日の進行方法等について打合せ。
平成 22 年 10 月 20 日 コーディネーターを依頼している諮問会議相川委員と進行方法等について打合せ。
平成 22 年 10 月 27 日 みえ NPO センター・ワーカーズコープと当日の進行方法等について再度打合せ。
平成 22 年 11 月 1 日 コーディネーターの相川委員と進行方法等について確認。

4. 第1回「みえ出前県議会」の実施概要

(1) 日時・場所

平成22年10月24日(日) 13:00～15:00 三重県文化会館2階 中会議室

(2) テーマ

「県議会への女性参画について」

< テーマの選定理由 >

三重県議会における女性議員の割合は約4%と全国平均の約8%の半分程度であり、順位も44位と低くなっている。

また、議会改革諮問会議が実施した県民意識アンケートによると、県議会への関心度が約9%、県議会の役割に対する認識度が約13%、それぞれ男性より女性の方が低い傾向が認められたことから、女性の県議会への理解と関心を高める必要がある。

(3) 参加者

< 県民 >

参加者は女性のみで公募10人程度、各党派推薦10人程度、計20人程度とし、公募への応募者が多数の場合は、抽選によることとしていたが、応募者が12人であったため、全22人を参加者として決定した。

圏域別	住所地・人数	年代	人数
北勢	桑名市1、四日市市4、菰野町1、鈴鹿市4	30代	2
伊賀	名張市1	40代	6
中南勢	津市6、松阪市1	50代	4
伊勢志摩	伊勢市3	60代	8
東紀州	熊野市1	70代	2

< コーディネーター >

鈴山雅子氏(三重大学男女共同参画コーディネーター、客員教授)

< 三重県議会 >

役職	氏名
議長	三谷哲央
副議長	森本繁史
議員	杉本熊野
	小林正人
	今井智広
	辻三千宣
	末松則子
	萩原量吉

以上のほか、傍聴者、事務局職員など 計約50名

(4) 進行

全体：三重県議会事務局長

意見交換：鈴山雅子氏(三重大学男女共同参画コーディネーター、客員教授)

(5) プログラム

1. 開会(13:00～13:15)

- 挨拶（三谷哲央議長） 自己紹介
2. 説明（13:15～13:50）
- (1) 議員の役割、活動について（13:15～13:45）
説明者：三重県議会議員 杉本熊野、末松則子
- (2) 選挙制度について（13:45～13:50）
説明者：三重県選挙管理委員会事務局書記
- < 概要 >
三重県議会議員の選挙制度の概要について、公職選挙法及び県条例を基に解説。
3. 意見交換（13:50～14:50）
コーディネーター：鈴山雅子氏（三重大学男女共同参画コーディネーター、客員教授）
4. まとめ（14:50～14:55）
みえ出前県議会の在り方について
5. 閉会（14:55～15:00）
挨拶（森本繁史副議長、広聴広報会議座長）

(6) 「議員の活動、役割」にかかる説明概要

三重県議会議員 杉本熊野

< 概要 >

県議会が始まって65年経つが、女性議員は自分で6人目。女性県議のローモデルになりたいと思ってやってきた。県議会議員は大変な面もあるが、やりがいがある。

当初、女性議員と言われることに抵抗があったが、女性は男性に比べて子どもや子育て、介護、福祉等に関わってきたという歴史的経緯があり、女性の議員だからこそ理解し対応できる課題がある。

議会には多様な視点、経験を持った人がいることが大事だが、その意味では女性議員があまりにも少ない。

議会を含めた全ての分野で、男女が共に参画できる形を作っていきたい。

三重県議会議員 末松則子

< 概要 >

県議会では、自分が5人目の女性議員。議会の中で女性の発言を高めようと女性議員二人で協力しても、なかなか通じない部分が結構ある。

自分にとって身近なことや子育ての経験などについて発言できる機会があると、非常にやりがいがある。議員は家族に支えられながらできる仕事であり、政策が成し遂げられるとやりがいがある。

県議会では、少しでも身近に感じてもらえるよう、出前県議会などの議会改革を進めているが、女性議員が増えることも議会改革の一つの成果につながる。

議員になるだけでなく、議会を知って意見交換できるつながりを持つなど、いろんな面で議会に参画してもらい、三重県議会を女性のパワーで応援してほしい。

(7) 意見交換での主な意見

< 女性県議会議員の増加を >

女性議員を増やすことの必要性

- ・草の根の実態を見て、反映できる力のある女性議員を増やす必要がある
- ・女性議員が2人では女性の声が政治に反映する社会には程遠い
- ・女性の立場で議会を見て市民に伝えていく役割を持った議員が必要

- ・男女共同参画に視点を置いた議員の選出が必要
- ・将来の大きな計画を作成する場合には、男女共同参画、女性議員が必要
- ・女性しかない考えもあり、議員は半々がよい
- ・女性議員の活動を機会を増やしてもっとアピールすべき

女性の考えを県議会へ

- ・女性の視点を県議会へ取り入れるべき
- ・女性の民意を反映する必要がある
- ・女性の立場で県民に伝えていくため女性議員がいる

女性議員を増やすための制度が必要。

- ・クオータ制（国民構成を反映した政治が行われるよう、議会議員候補者等の人数を制度として割り当てること）の導入を
- ・女性議員が3割以上となるよう条例で規制を
- ・会派からの候補者の3割を女性に
- ・定数が1～2人の選挙区では、女性は立候補に二の足を踏んでしまう

女性が議員になるための環境整備が必要。

- ・議員の育休制度の創設を
- ・女性の積極的な登用を
- ・女性が参加しやすい議会の改革を
- ・女性が政治に参加する勉強の場が必要

女性議員を増やすためには地域での取組が重要だが、地域ではまだまだ男社会。

<男女共同参画の推進を>

議員は男女共同参画に関する学習や議論の場を増やすべき。

女性がさまざまなことを学習できる場を提供してほしい。

市議会では女性議員は2人しかおらず、審議会の女性登用率も24.8%しかない。

会社で正社員は男性だけで、女性は全てアルバイト。資格があっても昇格できない。

女性が安心して子育てをしながら働ける状況を作してほしい。

介護、育児などが男にも当たり前の世の中になっていく必要がある。

男性の意識がまだまだ古い。

<多面的な県議会への参画を>

女性は地域にネットワークを持っており、いろんな情報を議会へ伝える役割がある。

<その他>

議員報酬について（高い、一般人のよりも少し上くらいでよい）

学校給食の実施率が三重県では48%と低い。

医療費の窓口無料化をしてほしい。

(8)参加者の感想(アンケート結果から)

<会議の運営について>

参加人数と時間のバランス

- ・発言するには時間が少ない
- ・参加人数をもう少し減らすべき

- ・自由に発言できず制約がある

参加者は、男女共同参画の活動家の集まりであり、一般県民は参加しづらい。

テーマを具体的なものにしないと議論しづらい。

テーマについての事前学習が必要。

コーディネーターは、男女共同参画と議会の両方を兼ねた専門家の方が良い。

< 出前県議会について >

継続的な実施を

- ・県民の意識向上に大きく貢献する
- ・気づきを与えてくれ人材発掘にもつながる
- ・県議と交流し県民との意見交換の場を大切にしたい
- ・幅広く県民の意見を聞く場を

テーマについて、県政のさまざまな課題を取り上げてほしい。

参加者はいろんな職業や立場の人であるべき。

県内各地で開催してほしい。

他団体と連携した取組をしてはどうか。(四日市大学公開講座「地方議会論」など)

< その他 >

女性議員増加のため選挙制度の改正を

- ・女性が選挙運動できるよう費用がかからない選挙の実現を
- ・投票率の向上が必要

男女共同参画の推進について

- ・男性の理解が必要
- ・男女共同参画を議論する場なのに男性が少ない
- ・制度を変えないと進んでいかない

5. 第2回「みえ出前県議会」の実施概要

(1) 日時・場所

平成22年11月11日(木) 13:30～15:30 アスト津3階オープンスペース

(2) テーマ

県議会からの提案テーマ：「県議会の役割について」

応募者からの提案テーマ：「NPOの資金確保について」

(3) 参加者

< 団体側 >

県内のNPO中間支援組織担当者ネットワーク 11人程度

< コーディネーター >

相川康子 氏 (NPO政策研究所専務理事、三重県議会議会改革諮問会議委員)

< 三重県議会 >

役 職	氏 名
副議長	森 本 繁 史
議 員	津 村 衛
	稲 垣 昭 義
	真 弓 俊 郎
	野 田 勇 喜 雄

以上のほか、傍聴者、事務局職員など 計 約30名

(4) 進 行

全 体：三重県議会事務局長

意見交換：相川康子氏(NPO政策研究所専務理事、三重県議会議会改革諮問会議委員)

(5) プログラム

1. 開会 (13:30～13:40)

挨拶 (三重県議会森本繁史副議長、みえNPOセンター代表)、出席者紹介

2. 意見交換 (13:40～14:55)

(1) 県議会からの提案テーマ (13:40～14:20)

「県議会の役割について」説明者：三重県議会広聴広報会議委員 真弓俊郎

別途、資料に基づき、二元代表制や県議会の役割、県議会の組織、NPO支援等に関する委員会等での検討状況、広聴広報の取組などについて説明。

(2) NPO側からの提案テーマ (14:20～15:27)

「NPOの資金確保について」説明者：みえNPOセンター

3. その他 (15:27～15:28)

「みえ出前県議会の在り方について」

4. 閉会 (15:28～15:30)

挨拶 三重県議会広聴広報会議委員 津村 衛

(6) 「NPOの資金確保」にかかる説明概要

みえNPOセンター事務局長 竹村 浩 氏

三重県内のNPO法人は500余り設立されている。

収入規模は、年間数十万円から数億円まで大きな差があり、事業型NPOばかりではない。全部一色で見ないということが大事。

事業規模が500万円未満の団体が約半分あるが、公の事業を担おうとすれば、専従職員を雇い事務局を設置できる足腰のしっかりしたNPOであることが課題。

事業規模が5億円以上の団体は、介護事業をしているものが多い。

NPO自身が市民や企業から支援される仕組みをつくるには体力がいるが、日々の活動で手一杯のところが多いため、NPO支援組織が必要となる。

NPOの主な収入として、会費や寄付、事業収入、助成金・補助金・委託料など、できるだけバランスが良いところが組織として安定している。

資金が不足しているから欲しいというのではなく、どういう資金が必要なのか、主体的な発想が一番重要。

(7) 意見交換での主な意見

議員、 NPO、 コーディネーター

県議会の役割について

< 議会が必要か？ >

議員は本当に必要なのか？議員に何かをしてもらおうという発想はほとんどない。

特定非営利活動法人促進法が、曲解されて読まれている面もあり、NPOが政治に関わってはいけないと強く思い込んでいる節があるのではないかと。

行政と話をするのは非常に多いが、社会的なしくみにおいては、議会・議員に対しても話し合っていく必要がある。

行政と議会の両方との付き合いがなければいけないのか、片方でよいのか整理しきれていない。

議員は遠いと呼ばれる存在だが、コミュニケーションの取り方によってはダイナミズムが生まれてくる。

行政ができない隙間を、県民と話をしながら実現していくのも議員の仕事。

議会は首長をチェックするが、議会をチェックするのは有権者。そのため、議会自らがより透明性の高い活動をし、有権者の方々と意見交換し活動を知ってもらうことが大事。議会と県民が密接な関係を持たないと、地方自治体は良くならない。

条例づくりでは、議会は積極的に関係団体と十分議論をして、執行部提案の是非について議論しており、県民の一方の代弁者であるというのが議会の役割。

< 県民が意見を自由に言える場を >

みえの舞台づくり会議はテーマが絞られ、県政全般について県民意見を反映させる仕組みになってはいない。県議会で公式に県民が自由に物が言える場を作してほしい。県議会は、公式に県民が自由に物が言える場を多く設けようとしており、県民の側にも歩み寄っていただく努力があれば良い形になっていく。

請願の意見を聞くような場を、いろんな場に広げていけば、本来の広聴広報ができる。

< 県議会への期待 >

議会での政策議論のレベルは高いとは思えないが、政策や施策レベルでもっと議員と

一緒に話し合えるよう、議員は変わっていただきたい。
三重県議会が改革先進県であるというのは有名だが、もっとアクセルを踏んで、どこも追いついて来られないくらい、県民参加が進んだ議会になってほしい。
三重県議会だけが突っ走っても仕方がないので、全国の市町村にも広げていければ。

NPOの現状と課題について

<NPOの自立と資金について>

NPOの課題は自らも活動し認識しているが、そのネックのところを通していく政策がなければ何ともならない。残念ながら制度化まではいっていないのが現状。

NPOの勉強会では、パーセント条例（資金を納税者が自ら選んでNPO団体を支援する仕組み）なども検討したが、NPO自身が体力をつけてやっていくことができるよう、ソーシャルビジネスを議会では議論した。

専従職員がいて、利益も上げて税金も払ってやれる会社と一緒に組織をつくらなければ、NPOは絶対に発展しない。

自分の身近な課題をきっかけに活動されている方が多く、自分たちの地域は自分たちで何とかしようという人が増えていくことが大事。

それは当然の前提としてあるが、儲けることができるという次の議論が問われている。

NPOは、経済を底上げするくらいの力を持つべきであるが、一方、趣味の集まりでも、結果として社会的に役立っているものもあり、一括りでNPOを考えないでほしい。

資金を求めているNPOも多いのではないか。

NPOは、資金が要らないのではなく、自分たちが資金づくりをするということを考える必要がある。

資金は、市民からの支援、支持と一緒に、経営ができれば良いというわけではない。行政がお金を出すなら、それなりのきちんとした目的があって成果を出せるところなのか、団体を見る目を持ち、きちんと判断することが大事。

政治の判断により税制を改正して、NPOなどへお金が流れる仕組みをつくるタイミングがどこかで来るはずだが、それには、こういう場でしっかり協議しながらNPOに対する理解も深まっていかないといけない。

<県議会への期待>

タテ割行政の改善など、既存の枠組みを変えたり、組み替えたりすることが、ひいてはNPO活動を押し上げ活性化する。県議会がその役割を積極的にしてほしい。

タテ割りのものを結び付けていくことが、議会の存在意義の一つ。

<NPOに対する評価>

良いNPOばかりではないと思うが、その辺りの判断基準ができていない。

企業でも不正をするところもあれば、社会的責任を果たしているところもあり、NPOも一概には言えない。

NPOが行政から委託事業を請けだすと、その事業に没頭し社会変革をしなくなる。良いNPOとは、常に社会変革を忘れないこと。

<中間支援組織の役割>

中間支援をやっているセンターを窓口として、どういう支援が必要であるかを見ると、

良い形のもが出てくるのではないか。

県議会でも19年度に特別委員会を設置し、中間支援組織の重要性は整理している。中間支援は、NPOの支援とともに、各セクターが調整しながらトータルとして課題解決に向かっていく方向があってこそNPOの存在意義がある。

課題解決のプロセスで、企業、行政、議会、NPOが共に語り合う場がなかなかない。

<大規模NPOの特性>

事業規模が1億円を超えるNPOとはどのようなものか。少し異常に感じるが、NPOの倫理観は大丈夫か。

企業がCSRで社会的な責任を果たすために、透明性を高めたりしていることが、NPOにも求められている。

収益を配分しないというのが非営利。アメリカなどではビルを所有しているNPOもある。資産や資金は、目的があって持っており、自由に使えるというものではない。

<その他>

伊賀の産業廃棄物処理場にかかる請願では、川下の他府県住民からも署名を集めて議会へ提出されたことは、政治的な判断をするにあたって大事であった。

冒頭で「NPOはよく分からない」ということを率直に言っていたことが、今日の一番の成果。冷静に本音の話を語ることが、一番確実なステップ。

地域課題について、ローカルパートナーシップをどう築くのか。支援の仕組みなど山ほど話し合いたい課題が見えてきた。

こういう機会をたくさん作っていききたいし、たくさんの団体と議会が話せられるような広聴広報会議にしていきたい。そのための予算とスタッフの確保はしていきたい。

(8)参加者の感想(アンケート結果から)

<会議に参加しての感想>

双方の本音が聞けて良かった。

お互いの意見をストレートに発言でき、両者の意見を聴けてよかった。

お互いに素直な話し合いができたが、もう少し時間があるとよかった。

NPOと議会の現状を理解するには絶好の機会であった。

県議会と県民とが話し合うことは重要。

コーディネーターの気苦労もあり、和やかな雰囲気で行われたことは成果ではないか。行政の方の参加もあってもよかったのではないか。

<出前県議会の継続を期待>

出前県議会はとてもすばらしい試み。

もっといろいろな方面に出向いて、各地域のニーズを知ってもらいたい。

いろんな地域のNPO等の出前県議会もやってほしい。

こういう場をたくさん作ってほしい。

透明性のことを考えると、公式な公聴の場があってしかるべき。

どんどんこのような機会を増やし、県民に直接伝えてほしい。

今後もこうした意見交換の場は必要。

県内各地を積極的に回ってほしい。

5. 検証結果

(1)「県議会側から随時テーマを設定し県民の参加を募集するパターン」について

第1回みえ出前県議会として、「県議会への女性参画」をテーマに実施したパターンにかかる検証結果は、以下のとおり。

テーマの設定

今回の試行では、広聴広報会議でテーマが検討され、三重県議会の現状を整理した結果、「県議会への女性参加」と決められたが、参加者からは、テーマがやや大きく議論しづらいといった意見もあるため、さらに具体的なものに絞るか、テーマの趣旨を説明するといった工夫があると良いのではないかと考える。

なお、この制度を継続していく上では、県議会として何に重点を置いて議論していくか、そのテーマ設定が極めて重要となることから、テーマ選定の方法については、さらに工夫が必要である。例えば、各常任委員会の重点項目等や特別委員会のテーマとも関連が出てくると考えられることから、各委員会と連携し、広聴広報会議が全体調整してテーマを選定していく方法などが考えられる。

参加人数・構成

参加者については、今回の試行では約半数を会派推薦としていたが、本来は、広く公募して、できるだけ多くの県民が自由に参加できるよう配慮すべきであると考ええる。

なお、参加者からは十分な意見交換を行う時間が不足しているとの意見が多くあったことから、発言者は20人程度が限度になると考えられるが、総合計画の策定や県政の重要な課題など、テーマによってはより多くの人の意見を聴く必要があることから、こうした場合には、ワークショップやワールドカフェ方式など様々な手法を用いた広聴の場の運営に努めるといった工夫も必要となる。

また、今回は、男女共同参画に関する活動を行っている人が多く参加し、関心も意識も高い人たちの集まりであったため、一般県民は参加しづらいという意見もあったことを考えると、公募するにあたっては、多様な立場や経験の人が参加できるよう、さまざまなバランスに配慮して選定を行う必要がある。

参加議員

参加議員は、主催者である広聴広報会議委員を中心に、テーマに関係して女性議員が説明者として参加していたが、意見交換の内容からは、男女共同参画の推進に関係する常任委員会委員の参加もあった方が良かったのではないかと考える。

但し、今回設定したテーマの趣旨は、男女共同参画の推進も関係があるものの、主要な論点は県議会への住民参画であることを考えると、今後、テーマ設定の在り方と合わせて、関係議員の参加を検討していく必要がある。

実施時間

遠方から参加される県民にも配慮し、議論の持続性や発展性を考慮すると、全体で2時間程度の会議とすることは妥当ではないかと考えられるが、参加者の意見にもあるように、参加人数が多い場合は、自由な意見交換ができる時間がないといった課題があるため、状況に応じて多少の時間延長をするなどの配慮が必要と考える。但し、事前に参加人数との兼ね合いで調整しておくことが望ましい。

開催地域

三重県は地理的に南北に長く広範囲に及ぶことを考えると、今後は、複数地域で開催するか旅費を支給するなど、何らかの対応をしないと、参加者の地理的属性に偏りが生じる恐れがある。

また、1箇所だけの会議では、県民の多様な意見集約が難しいと考える場合は、予め数箇所での開催を計画するといった工夫が必要である。

議論の進め方

参加者の意見からは、テーマにかかる専門家によるコーディネートが円滑な進行にもつながったとうかがえるが、一方、男女共同参画と議会の両方に精通した専門家によるコーディネートの方が良かったのではないかという意見もあり、今後の参考にされたい。

なお、全国の先進事例からは、テーマに関係する常任委員会委員や広聴広報会議委員等により進行しているものもあり、今後、継続的な取組としていく上で参考にされたい。

また、議会や議員の役割について、相手方に十分伝えておくことが、この制度の効果を高めていく上で重要となる。

主催者

今回は、広聴広報会議が主催して実施されたが、テーマによっては、常任委員会が中心となって行うことも有り得る。特に、テーマにかかる事前の準備や当日の対応が必要なことから、関係する常任委員会の委員及び担当書記の関わりが重要となる。

実施準備の在り方

参加者の公募にかかる広報や応募者との調整、さらには出席議員やコーディネーターとの調整など、事務面では多くの準備が必要となる。

今後、実施回数を増やす場合には、こうした点にも留意し、実現可能な範囲を想定しながら実施していく必要がある。

(2)「県議会側からのテーマに団体が応募し、さらに団体からもテーマの提案があるパターン」について

第2回みえ出前県議会として、県議会が提案したテーマ「県議会の役割」に応募のあった団体と実施したパターンにかかる検証結果は、以下のとおり。

テーマの設定

三重県議会からの設定テーマについては、試行要領にも例示として掲げられており、「県議会の役割」や「開かれた議会」「議会改革の取組」など、県議会の取組の改善につなげることができるものが良いと考える。

応募者からの提案テーマについては、今回は「NPOの資金確保」と、ややもすると県に対する陳情・要望につながりやすいものであったが、その背景にあるNPOの社会的役割や組織・活動面での現状・課題について説明し、ある程度、共通の理解がされたとと思われることが、活発な意見交換に結びついたのではないかと考えられる。今後、テーマを設定するにあたっては、議論する内容が誰にでも想定でき、趣旨に沿ったふさわしいものに工夫する必要がある。

参加人数・構成

参加人数は、全体で20人以内であったため、十分な意見交換ができたと考えられる。

本来、この制度は、特定の団体等からの応募により共同で開催するパターンであるため、予め参加人数が把握できるという利点があるが、今回は、NPO中間支援組織担当者ネットワークに関係する団体や個人と幅が広いこともあり、正確な人数が把握できないという課題があった。このため、準備する資料や設営を省力的にすることが難しい状況であったと考えられる。

また、応募者側が発行している広報紙や県議会が発信する情報により、不特定多数の人に出前県議会の開催が周知されたため、傍聴者数が把握できないという課題もあった。

より多くの県民に県議会の役割を理解してもらうためには、多くの傍聴者がいることは重要であり、会議の終わり頃に傍聴者からも発言できる時間を少しでも設けたり、アンケートを用意するなど、会議運営を工夫することが大切である。

参加議員

2つのテーマで実施したこともあり、関係する議員の参加者はやや多くならざるを得なかった面があるが、テーマの設定でも述べたとおり、テーマを1つに限定する場合には、参加議員も限られると考える。

実施時間

参加者が20人以内であったこともあり、2時間は十分に意見交換できる時間であったと考えられる。なお、今後実施する際は、参加人数により、多少の時間調整が必要になると考える。

なお、一つの会議で2テーマを議論するには、時間の制約が大きいと考えられる。

議論の進め方

対象団体は、平成21年度に実施した「県議会にかかるNPO、大学等ヒアリング」に協力いただいたということもあり、県議会に対してある程度の知識や関心があったことが、当日の活発な意見交換にも結びついたのではないかと考えられる。

また、県議会議員及びNPOの双方とも、自発的な発言が相次いだため、コーディネーターによる進行にあまり依存しなくても良い状況があったが、常にこうした積極的な人たちが集まるという訳ではない。今後、継続的な取組として定着させるには、基本的に県議会議員と県民のみの構成により進めていく工夫が求められ、例えば、テーマに係る常任委員会委員により進行していくことが考えられる。

主催者

今回は、試行的な取組として広聴広報会議が主催して実施したが、例えば、テーマに関する常任委員会が中心となって、事前の打合せや当日の進行を行うなど、各委員会がより主体的な役割を果たし、広聴広報会議で全体調整するといった制度の運用が考えられる。

実施準備の在り方

事前にテーマ設定や進行方法、配付資料などについて相手方と協議・調整していたことが、円滑な進行に結びついた要因の一つではないかと考えられるが、相当の時間や労力が費やされることもあり、留意しておく必要がある。

6. 今後の展望

以上、今回実施された「みえ出前県議会」の試行にかかる検証を行った上で、今後の在り方について、次のとおり提案したい。

(1) 実施結果の反映を

2つのパターンに共通して、県民との意見交換の結果、そこでの議論が県議会でのどのように反映されたのか、できればフィードバックしていくことが望まれる。全ての事項が議会へ反映できるわけではないが、聞きっ放しにしないためにも、概要を整理して参加者や応募団体に提供したり、議会だよりに掲載するなど、何らかの工夫をしていくことが、県議会への関心をさらに高めることにもつながると考えられる。

(2) さらなる試行と検証の継続を

今回は各パターンで1回ずつしか試行できなかったことから、検証にも限界があるが、今後、さらに試行を重ねていき、より改善した上で、本格的な制度としてスタートした方が無難ではないかと考える。このため、試行するにあたっては、実施時期や件数或いは対象をある程度限定しつつ、さまざまなパターンで行ったほうが、より効果のある制度につながると考える。

(3) パターンを3つに整理

今回の試行は、「県議会側から随時テーマを設定し県民の参加を募集するもの」と「県議会側からのテーマに団体が応募するもの」の2つのパターンが設定されたが、会議運営の効果や出席議員の調整、会議の準備等のことを考慮すると、「団体からテーマを提案して応募する」パターンを独立させて、計3つに整理して実施していったらどうかと考える。

(4) 県議会から政策議論のアプローチを

政策広聴から協働による政策議論へと展開していくためには、政策議論ができるNPO等については、県議会からも今後、積極的なアプローチが必要と考える。

(5) 「みえ出前トーク」(県全体の広聴広報制度)の活用

県議会議員による出前県議会のほか、従来から県全体の広聴広報制度として、県職員による「みえ出前トーク」があるが、県議会の役割や仕組みについて広報していくという面では、この制度も合わせて活用していく方が、多様な機会が提供でき、しかも事務的負担も少なく済むのではないかと考える。

例えば、これまで学校のみを対象に実施していた「みえ県議会出前講座」は事務局職員に任せて、議員は政策広聴に結びつく出前県議会を中心に担うといった役割分担をしていく方法が考えられる。

なお今後は、出前県議会と合わせて、県議会だより等を通じて広報し、制度の活用が図られるようにすることが大切である。

「議会・会派・議員活動」にかかる状況把握アンケート結果報告

議会改革諮問会議では、三重県議会の議会改革の取組を検証するため、これまでに様々な調査を行い、平成22年5月14日に第一次答申を提出しましたが、この中で、会期等の見直しなどにより議会活動に占める割合が大きくなり、会派活動や議員活動とのバランスを図っていくことの課題が明らかになったことから、議会活動、会派活動、議員活動の役割と関係を整理するため、県議会議員を対象に、これら3つの活動状況を把握するアンケートを実施し、その結果を次のとおり取りまとめました。

平成22年12月16日

三重県議会議会改革諮問会議

会長 江藤俊昭

<アンケートの概要>

- 1 実施期間 平成22年9月1日から22日
- 2 回答率 91.8% (対象者49名、回答者数45名)
- 3 回答者属性

会派別

新政みえ 23名 自民みらい 17名 日本共産党三重県議団 2名
公明党 2名 「想造」 1名

会派における役職別

代表又は副代表 10名 代表又は副代表以外の役職 12名
特に役職なし 20名 未回答 3名

各委員会等における役職別

委員長(座長、会長)又は副委員長(副座長、副会長) 17名
特に役職なし 25名 未回答 3名

自宅から三重県議会議事堂までの所要時間

30分以内 5名 30～60分 19名 60～90分 10名
90～120分 5名 120分以上 3名 未回答 3名

<アンケート結果>

議会・会派・議員活動の現状と意向について

【議会・会派・議員活動のバランス】

問1 平成21年(1~12月)における議会・会派・議員活動と「その他」を含めた活動時間全体を100としたとき、それぞれの活動が占めるおおよその割合を数字(整数)でご記入ください。(小数点未満の端数は四捨五入)

<注意事項>

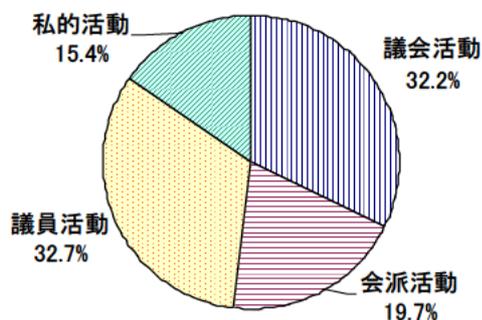
※各会議・行事等への参加にかかる移動時間は該当項目に含めます。

※睡眠、食事等の「日常生活」やレジャー等の「余暇活動」に要する時間は除きます。

「議員活動」が32.7%、「議会活動」が32.2%とそれぞれ約1/3ずつを占め、「会派活動」が19.7%、「その他(私的活動)」が15.4%となっています。

		議会活動	会派活動	議員活動	その他 (私的活動)	
本会議に関する諸活動		10.3	3.7	3.4		
委員会(常任・特別)に関する諸活動		8.8	2.3	2.8		
その他議会の会議に関する諸活動 (代表者会議、議会運営委員会、広聴広報会議、議会改革推進会議、検討会等)		6.5	3.0	1.7	0	
住民との意見交換等 (陳情・要望を含む)		3.3	2.5	10.1	1.3	
国・執行機関等への提案・要望		2.2	1.4	2.2	0.4	
諸行事への参加	議員派遣	1.0				
	その他		1.6	4.0	1.5	
調査・研修 (委員会等の公務を除く)			5.1	7.9	1.2	
冠婚葬祭		0.1	0.1	0.8	1.9	
選挙・政治活動					4.9	
兼業業務					4.3	合計
計		32.2	19.7	32.7	15.4	100.0
		A	B	C	D	A+B+C+D

※有効回答数：31

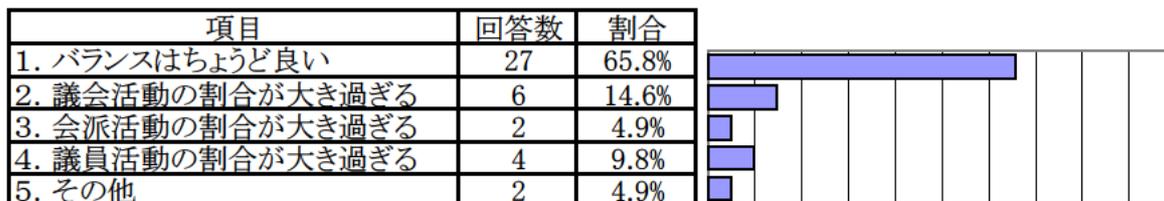


【3つの活動の現状認識】

問2 あなたは、現在のご自身の3つの活動のバランスについてどう思いますか。

(いずれか1つに○)

「バランスはちょうど良い」とするのが65.8%と約2/3を占めており、現状を肯定する意見が多い状況です。



<その他意見>

○活動内容に私的部分を合わせバランスを保っている

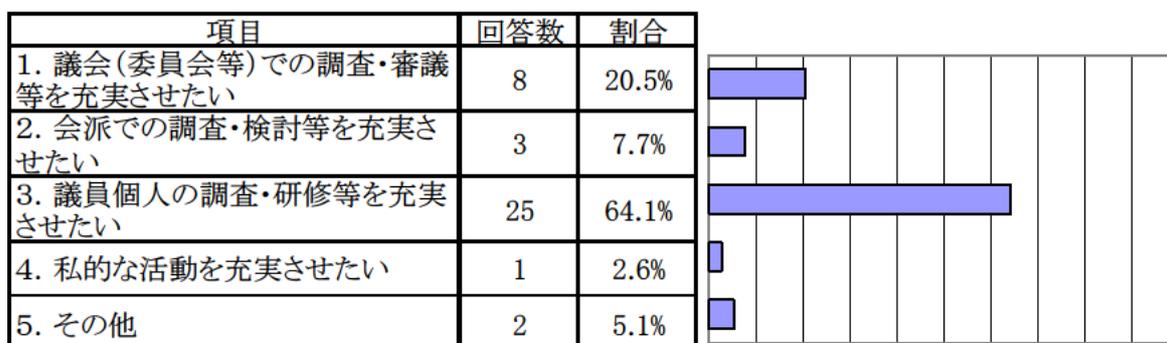
○バランスは良いがそれぞれの量が多すぎる

【3つの活動にかかる今後の意向】

問3 あなたは今後、ご自身の3つの活動のバランスをどのようにしたいと思いますか。

(いずれか1つに○)

今後の意向としては、「議員個人の調査・研究等を充実させたい」とするものが64.1%と多くを占めています。



<その他意見>

○活動の方法・仕方を考えていきたい

○現状のままで良い

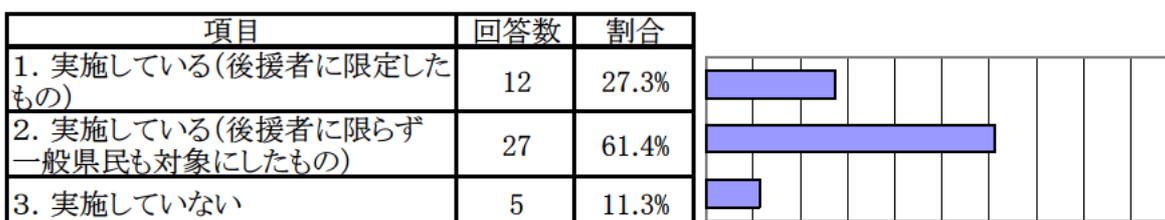
議員活動の状況について

【議会報告会・意見交換会①】

問4 あなたは、県民を対象とした議会報告会・意見交換会を実施していますか。

(いずれか1つに○)

県民を対象とした議会報告会等としては、「後援者に限らず一般県民を対象にしたもの」が61.4%と多くを占めており、「後援者に限定したもの」と合わせると、88.7%の議員が何らかの報告会等を実施しています。

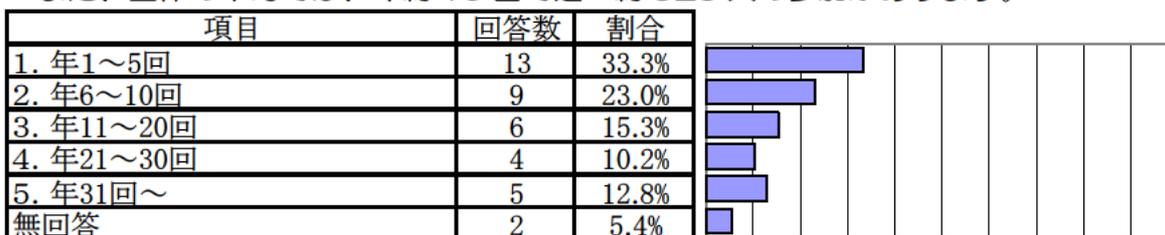


【議会報告会・意見交換会②】

問5 あなたが県民を対象とした議会報告会・意見交換会を実施している場合、年間の実施回数及び延べ参加者数はどれくらいですか。

県民を対象とした議会報告会等の実施回数としては、「年1～5回」が33.3%と一番多く、次いで「年6～10回」が23.0%、「年11～20回」が15.3%となっています。

また、全体の平均では、年約19回で延べ約525人の参加があります。



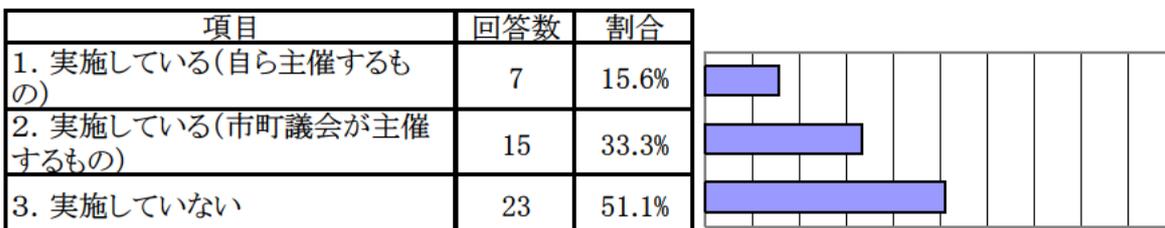
最少：年1回 最多：年130回 平均：年18.6回

延べ参加者数：年60～2,000人 平均：年525人（1回あたり28.1人）

【市町議会との交流・連携①】

問6 あなたは選挙区内の市町議会との意見交換会や議会報告会などを定期的実施していますか。(いずれか1つに○) ※特定の議員間や会派・政党間に限定したものは除きます。

市町議会との意見交換等については、「市町議会が主催するものへの参加」が33.3%と最も多く、「自ら主催するもの」と合わせると48.9%と半数近くの議員が実施しています。

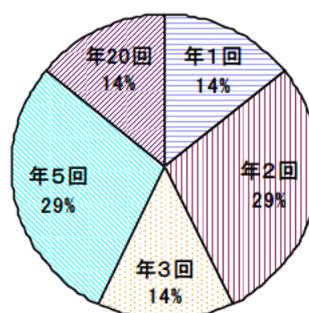


【市町議会との交流・連携②】

問7 あなたが市町議会との意見交換会等を自ら主催して実施している場合、年間の実施回数はどれくらいですか。

市町議会との意見交換等の実施回数は、年1～5回がほとんどで、平均すると年5.4回となっています

項目	回答数
年1回	1
年2回	2
年3回	1
年5回	2
年20回	1

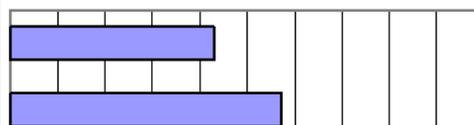


【市町議会との交流・連携③】

問8 あなたが市町議会との意見交換会等を自らが主催して実施している場合、交流・連携の対象はどの範囲ですか。(いずれか1つに○)

市町議会との意見交換会等の対象は、「全市町議会議員」が42.9%、「特定の政党・会派に属している者に限定」が57.1%となっています。

項目	回答数	割合
1. 特に制限を設けていない(全市町議会議員を対象)	3	42.9%
2. 特定の政党・会派に属している者に限定	4	57.1%

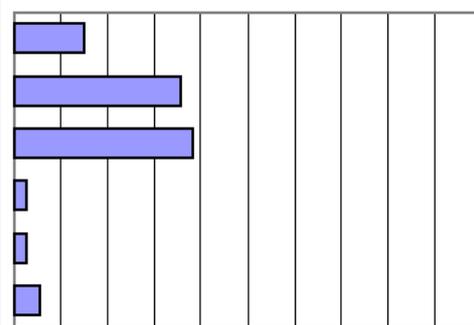


<その他意見>○各グループ代表

【議会報告物の作成・配布・発信①】

問9 あなたは、ご自身の議会活動を伝える議会報告紙等を作成・配布やホームページ(ブログを含む)の作成、メルマガの配信などをしていきますか。(該当するもの全てに○)
議員個人による活動広報としては、「議員個人のホームページ等の作成」が38.4%、「一般県民を対象にした報告紙の作成・配布」が35.6%、「後援者に限定した報告紙の作成・配付」が15.1%となっています。何らかの議会報告紙を作成・配布している議員は、全体の50.7%と半数を超えています。

項目	回答数	割合
1. 議会報告紙を作成・配付している(後援者に限定したもの)	11	15.1%
2. 議会報告紙を作成・配布している(一般県民も対象にしたもの)	26	35.6%
3. 議員個人のホームページ等を作成している	28	38.4%
4. メールマガジンを配信している	2	2.7%
5. その他	2	2.7%
6. 何も実施していない	4	5.5%



<その他意見>○ブログ ○記事広告

【議会報告紙の作成・配布】

問10 あなたが議会報告紙を作成・配布している場合、発行部数、発行回数、作成費用はどれくらいですか。

発行回数は、年2回が55.6%と最も多く、平均では年約3回となっています。

1回あたりの発行部数は、バラツキがありますが、平均では約13,000部となっています。

年間の作成・配布費用もバラツキがあり、平均では約70万円となっています。

<発行回数>



平均：年2.9回 最多：年13回

<1回あたりの発行部数>



最少：33部 最多：60,000部 平均：12,930部

<作成・配布費用（年間）>



最少：3万円 最多：250万円 平均：71.4万円

【その他】

以上の設問のほか、議会活動、会派活動、議員活動に関する意見は、次のとおりです。

全国に先んじた議会改革が注目されることの多い三重県議会であるが、一般県民においては、ほとんどその価値の実感はないと思うし、理解もなされていないと思う。それは、情報が伝達されにくい分野であるというのもあるが、なにより議会改革というものの中身は、県民の暮らしに直接かかわることではないので、意識されにくいのだと思う。これからは、いかに県民に理解してもらい、その価値を共有できるかがこれからの一つの課題と考えている。

会期が年2回の為、夏の休会中に各種委員会等の県外出張が集中し繁忙感がある。

参考 < 議会・会派・議員活動の例 >

	議会活動	会派活動	議員活動	その他 (私的活動)
本会議に関する諸活動	出席(質問、討論、採決等)	議案等に対する検討	質問の準備、議案等に対する検討	
委員会(常任・特別)に関する諸活動	出席(質問、協議、採決等)	議案等に対する検討	議案等に対する検討	
その他議会の会議に関する諸活動 (代表者会議、議会運営委員会、広聴 広報会議、議会改革推進会議、検討 会等)	出席(協議、決定等)	協議事項に対する検討	協議事項に対する検討	
住民との意見交換等 (陳情・要望を含む)	請願・陳情への対応 議会出前講座等の実施	請願・陳情への対応 県民意見の把握	請願・陳情への対応 県民意見の把握	
国・執行機関等への提案・要望				
諸行事への参加				
議員派遣 その他				
調査・研修 (委員会等の公務を除く)		政務調査活動	政務調査活動	
冠婚葬祭				
選挙・政治活動				
兼業業務				

注) 1.各会議・行事等への参加にかかる移動時間は該当項目に含めます。
2.睡眠、食事等の「日常生活」やレジャー等の「余暇活動」に要する時間は除きます。

「会派活動ヒアリング」結果報告

議会改革諮問会議第一次答申の中で、今後議論すべき主要課題として整理した「議会活動・会派活動・議員活動の役割と関係の整理」について、今後、検討を進めていくにあたり会派活動の状況を把握するためヒアリングを実施し、その結果を次のとおり取りまとめましたので報告します。

平成22年12月16日

三重県議会議会改革諮問会議

会長 江藤俊昭

調査概要

1. 調査目的

会派は、議会において、意見の調整や合意形成を行う役割を担っており、政策を実現するための議会活動を行うための単位でもある。

先の「議会改革にかかる県議会議員の意向把握アンケート」及び「議会改革にかかる議員ヒアリング」の結果では、委員会等における議員間討議の充実が課題となっていたが、この背景の一つには、会派内での議論や議決に際しての会派拘束なども影響があるとの意見があった。

また、会期等の見直しにより、議会活動の比重が高まり、地元での議員活動に制約が生じているとの意見も多数出された。

こうした現状を踏まえつつ、今後のバランスのとれた議会活動、会派活動、議員活動の在り方や、議員間討議の充実に向けた検討を進めていくため、会派の活動状況についてヒアリングを行った。

2. 日時・場所

平成22年9月16日(木)13:20～17:20、三重県議会議事堂4階401会議室

3. 聴取委員

江藤俊昭、廣瀬克哉、相川康子

4. 対象・スケジュール

13:20～14:15	公明党
14:15～15:10	日本共産党三重県議団
15:10～16:15	自民みらい
16:15～17:20	新政みえ

調査結果

1. 各会派の概要

(1) 会派の構成、人数、所属政党等

会派名	所属議員数	所属政党及び人数
新政みえ	23	地域政党「新政みえ」23、民主党 8
自民みらい	21	自由民主党 20
日本共産党三重県議団	2	日本共産党 2
公明党	2	公明党 2
「 <small>もうぞう</small> 想造」	1	

(2) 主な活動内容（平成21年）

項目	新政みえ	自民みらい	日本共産党 三重県議団	公明党
1 会派総会	68回	49回	2人で随時	2人で随時
2 視察調査 (1)県内調査 (2)県外調査 (3)海外調査		党県連と合同		
3 会派研修				
4 広聴広報 (1)県政報告会 (2)団体懇談会 (3)ヒアリング調査 (4)意見募集 (5)会派広報紙 (6)ホームページ		党県連で実施 党県連で実施 党県連で実施 党県連で開設	党委員会と共同 党委員会と共同	党県本部と共同 党県本部と共同 党県本部と共同
5 その他	ビジョンの作成			

「 」は会派単独で実施

「党県連」は正式には「自由民主党三重県連」

「党委員会」は正式には「日本共産党三重県委員会」

「党県本部」は正式には「公明党三重県本部」

(3) 近年における会派の主な変遷

年月日	会派構成（議員数）	会派の結成・解散
7.4.21 (定数 55) 改選後	自由民主党議員団(22) 県政会(17) 県民連合(14) 日本共産党(2)	
11.4.30 (定数 55) 改選後	自由民主党議員団(21) 県政会(18) 県民連合(13) 日本共産党議員団(2) 無所属(1)	
12.9.4 (定数 55)	新政みえ(31) 自由民主党議員団(21) 日本共産党議員団(2) 無所属(1)	県政会と県民連合が解散し「新政みえ」を結成
15.4.30 (定数 51) 改選後	新政みえ(23) 自由民主党・無所属議員団(22) 無所属・MIE(5) 無所属(1)	
19.4.30 (定数 51) 改選後	新政みえ(24) 自民・無所属議員団(16) 未来塾(4) 自民党青雲会県議団(3) 日本共産党三重県議団(2) 公明党(2)	
20.7.16 (定数 51)	新政みえ(24) 自民・無所属議員団(16) 県政みらい(6) 日本共産党三重県議団(2) 公明党(2) 「 <small>そうぞう</small> 想造」(1)	
21.4.27 (定数 51)	新政みえ(23) 自民みらい(21) 日本共産党三重県議団(2) 公明党(2) 「 <small>そうぞう</small> 想造」(1) 欠員 2	

2. 県議会活動との関連

(1) 会派内での情報共有方法

会派名	内 容	個別事項
新政みえ (23人)	会派構成議員数が23人或いは21人と多くいるため、必ず各委員会や検討会等に所属する議員が複数人おり、かつ正副委員長あるいは正副座長のいずれかが会派から選出されている。	総会は昼休み時が中心だが、詳細な議論する場合は別途時間を確保。
自民みらい (21人)	会派総会において、各委員会正副委員長或いは各検討会正副座長等から適宜、審議状況や検討結果を報告している。	総会は昼休み時が中心。
日本共産党 三重県議団 (2人)	会派所属議員数がいずれの会派も2人であり、随時、共有している。 少数会派であっても、代表者会議、議会運営委員会或いは検討会等の構成員になれるよう配慮されている。	サポートスタッフ1名を確保。 全委員会等資料を入手し必要に応じて聴取。2人で全会議に分かれて参加。
公明党 (2人)	議案聴取や議案質疑の場が確保されており、委員会に所属できていなくても意見・質問が可能。	所属していない委員会の審議結果は内容を確認。

「そうぞう想造」は1人会派のため省略

< 参考 >

各委員会等における構成会派・人数

：委員長、座長、会長等

：副委員長、副座長、副会長等

会議名	現数	新政 みえ (23)	自民 みらい (21)	日本共産党 三重県議団 (2)	公明党 (2)	<small>そうぞう</small> 「想造」 (1)
政策総務常任委員会	8	4	3	1		
防災農水商工常任委員会	8	3	4			1
生活文化環境森林常任委員会	8	3	4	1		
健康福祉病院常任委員会	8	4	3		1	
県土整備企業常任委員会	8	4	4			
教育警察常任委員会	8	4	3		1	
予算決算常任委員会	48	22	21	2	2	1
議会運営委員会	12	5	5	1	1	
地域主権調査特別委員会	13	5	5	1	1	1
新エネルギー調査特別委員会	13	6	5	1	1	
代表者会議	11	5	4	1	1	
委員長会議	11	6	5			
広聴広報会議	9	3	4	1	1	
議員提出条例に係る検証検討会	10	4	4	1	1	
議会改革推進会議役員会	12	5	5	1	1	

(2) 会派内での協議方法

項目	新政みえ	自民みらい	日本共産党 三重県議団	公明党
協議の場	会派総会	会派総会	2 者による協議	2 者による協議
協議の時期 (タイミング)	必要に応じて開催 (特定していない)	必要に応じて開催 (特定していない)	必要に応じ実施	必要に応じ実施
協議時の進行等 (発言の自由度)	幹事長 発言は自由	政策委員長 発言は自由	2 者による協議	2 者による協議
審議事項の決定 時期	委員会等での採 決、決定前	委員会等での採 決、決定前	随時	随時
審議決定の拘束 (罰則の有無)	特になし	特になし	特になし	特になし
採決の実態	一致	概ね一致 反対者の退席あり	一致	一致

(3) 県議会での協議事項にかかる政党 (国、県) との関係

会派名	内 容
新政みえ	民主党員は 8 名のみであり、請願・陳情についても民主党県連とは協議・調整はしていない。 案件により、新政みえと民主党県連、連合三重の 3 者が連携している。
自民みらい	党役員との兼務はできる限り避けている。 党県連からの縛りはほとんどなく、県議会への口出しは基本的にない。
日本共産党 三重県議団	会派代表が党県副委員長を兼務しており調整しやすい状況にある。 サポートスタッフ 1 名により党との諸連絡を補完してもらっている。 請願、陳情は党中央の考えと相違ないか確認してもらっている。 法律に関わるものは国会議員とも調整する。
公明党	会派代表が党県本部代表を兼務しており調整しやすい状況にある。 請願、意見書は、党として統一した対応をしているが、党本部と見解が異なる場合は相当話し合う。 国から指示が来るものもあれば、市町から提案があるもの、また県議会として判断するものもある。

そうぞう
「想造」は 1 人会派のため省略

(4) 本会議における質疑・質問との関係

「質疑・質問等に係る議会運営委員会の申合せ事項」(平成22年5月28日改正)

項目	申合せ事項
代表質問	所属議員5人以上の会派から各1人が答弁を含め70分程度。
一般質問	各議員が年間を通じて1回を基準に答弁を含めて60分程度。
関連質問	一般質問1日につき6回を所属議員数に応じて各会派に配分。 なお、少数会派は最低1回の配分ができるよう配慮。 議員1人当たり1日1回10分程度。
議案に対する質疑	質疑の回数制限は特になし。 質疑時間は答弁を含めて1人15分程度。

(5) 議員(会派)間討議の状況

会派活動ヒアリング結果から、主な会議における議員(会派)間討議の状況は次のとおり。

会議名	設置趣旨	討議等の状況
政策担当者会議	各会派の政策担当者1~3名ずつで構成された非公式の会議であり非公開。従来、請願・陳情者が個別に各会派を回っていたが、請願者等の手間を省き便宜ため聴取の場を設けたもの。	請願内容を議論し、必要に応じて提出者から意見聴取。 各会派で推薦者になるかを判断。 政党の考えと関連が表れやすいにともあり、活発な議論が行われる。
検討会等	政策討論会議 喫緊の政策課題について、県民の視点に立った独自の政策立案や政策提言に関する調査を行うとともに、こうした機会を通じて委員会などにおける議員間討議が活発になるよう促すことを目的に平成19年6月に設置。	新しい県立博物館整備のあり方 知事の選挙公約に対し議会独自の調査検討を重ね、平成19年10月に知事へ提言。 福祉医療費助成制度の見直し 知事提案に対し県議会が反対方向で議論し、平成20年1月知事へ提言。 財政の健全化 財政問題調査会の答申内容を調査検討し、平成21年4月に知事へ提言。 最近新たな検討なし
	議員提出条例に係る検証検討会 議員提出条例が議決の意思どおりに運用されているか、県民の意識や社会情勢等の変化を勘案し県民の視点に立って検証を行うため平成20年10月に設置。	これまでに3本の条例を一部改正し、1本は決議を行った。 案件ごとに会派へ持ち帰って議論されている。 継続して別条例を検討予定
常任委員会	行政部門別に6つの常任委員会を設置。 予算決算常任委員会にも行政部門別に6つの分科会を設置。	議論できるテーマの有無や、委員長により討議の状況は異なる。

3. 具体事例

(1) 条例検証検討会

「議員提出条例に係る検証検討会における三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例」の検証

< 検討会の構成 >

新政みえ 4 人、自民みらい 4 人、日本共産党三重県議団 1 人、公明党 1 人
(座長：新政みえ、副座長：自民みらい) 計 10 人

< 本条例の検証の背景 >

本条例は、政策に係る議員提出条例であって現在有効なものの中では最も早くに成立し、成立後約 8 年間施行されているものである。このことを踏まえ、本条例に基づき議決対象となる計画は、その計画期間が 5 年超とされているが、現在では 5 年超の計画はほとんど策定されなくなり、本条例の意義が有名無実化している懸念があることから、今回、本条例が検証されることとなった。

< 本検討会における議論の経緯等 >

第 21 回 (平成 21 年 7 月 17 日)

- ・政策法務レポート第 1 号「三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例 (平成十三年三重県条例第四十七号) について」(平成 21 年 7 月 16 日) に基づき本条例の調査

第 22 回 (平成 21 年 8 月 3 日)

- ・座長から示された論点等に関して討議

第 23 回 (平成 21 年 8 月 19 日)

- ・座長から示された論点等に関して討議

第 24 回 (平成 21 年 9 月 8 日)

- ・条例第 2 条第 1 号 (県の総合的な計画の議決) について討議及びその見直しについて合意
- ・条例第 2 条第 2 号 (県の総合的な計画以外の計画の議決) について討議

第 25 回 (平成 21 年 9 月 15 日)

- ・条例第 2 条第 1 号 (県の総合的な計画の議決) の見直し案について執行部 (政策部長及び総務部長) 意見聴取

第 26 回 (平成 21 年 10 月 1 日)

- ・条例第 2 条第 2 号 (県の総合的な計画以外の計画の議決) について討議及びその見直しについて合意

第 27 回 (平成 21 年 10 月 15 日)

- ・条例第 2 条第 2 号 (県の総合的な計画以外の計画の議決) の見直し案について執行部 (総務部長) 意見聴取

「戦略計画等の議決」に関する県議会と知事との意見交換（平成 21 年 11 月 9 日）

議会改革推進会議「議会改革」研修会（平成 22 年 1 月 21 日）

講師：法政大学法学部教授 廣瀬克哉氏

第 2 回議会改革諮問会議（平成 22 年 1 月 25 日）

講師（回答者）：山梨学院大学法学部教授 江藤俊昭氏

全員協議会「地方分権改革に係る勉強会」（平成 22 年 1 月 26 日）

講師：立教大学経営学部教授 川村仁弘氏

第 28 回（平成 22 年 1 月 27 日）

・自民みらい会派から本検討会の見直し案への対案「自民みらい検討(案)」の提示

第 29 回（平成 22 年 2 月 2 日）

・本条例の見直しについて座長まとめの提示及び討議

第 30 回（平成 22 年 2 月 12 日）

・本条例の見直しについて合意及び本条例改正案について了承

・本条例の見直しについて執行部（政策部長及び総務部長）意見聴取

全員協議会（平成 22 年 2 月 17 日）

・本条例の検証結果について説明

代表者会議（平成 22 年 2 月 22 日）

・本条例の一部改正案の提出について説明

本条例の一部改正条例案の提出等

平成 22 年 2 月 22 日、本検討会の委員 10 名の発議により、三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例の一部を改正する条例案が提出された。

この条例案は、同月 24 日、議提議案第 1 号として議会運営委員会に諮られ、本会議において、同月 26 日、提案説明が行われ、同年 3 月 8 日、政策総務常任委員会に付託された。同月 15 日、同委員会において審査された後、同月 23 日、本会議で全会一致により可決され、成立した。

(2) 請願・陳情

平成 19 年 請願第 7 号「総合的な子育て支援策及び『乳幼児医療費助成制度』の拡充
平成 19 年第 3 回定例会に 2 者から上記の請願が提出された。

< 提出者 >

津市 県民本位のやさしい三重県政をつくる会 代表ほか 3812 名
四日市市 中川 氏

< 紹介議員 >

三谷哲央、藤田正美、森本繁史、山本勝、萩原量吉、中川康洋 各会派

< 請願の提出から採択までの経過 >

請願提出にかかる相談、 時期不明

2 者から日本共産党三重県議団と公明党のそれぞれに対し、「総合的な子育て支援策
及び『乳幼児医療費助成制度』の拡充」にかかる請願提出について相談。

会派政策担当者会議(平成 19 年 9 月)

2 者から請願内容について趣旨説明。

各会派に持ち帰って紹介議員の署名をするかを検討。

請願内容にかかる会派間調整 時期不明

2 者から提出された請願内容が類似しているため、2 会派間で調整し一本化を図る。

執行機関に請願内容の実現を要求していくには、議会が議論を尽くして内容を一
本化することが重要であるとの認識による。

請願の受理(平成 19 年 9 月 27 日)

2 者から一本化され全会派の紹介議員の署名がある請願が提出され、受理される。

委員会採択(平成 19 年 10 月 11 日)

健康福祉病院常任委員会・分科会において、請願第 7 号「総合的な子育て支援策及び
『乳幼児医療費助成制度』の拡充について」審査され、採択することが決定された。

本会議採択(平成 19 年 10 月 19 日)

請願第 7 号「総合的な子育て支援策及び『乳幼児医療費助成制度』の拡充について」
審査され、採択することが決定された。

(3) 政策討論会議

< 会議の設置 >

検討テーマ「福祉医療費助成制度」

執行部から提案された「乳幼児」「障がい者」「一人親家庭」を対象とする福祉医療費助成制度の見直し（無料から2割の自己負担に変更）に関して、議会として提案の是非を検討するため、平成19年12月に設置。

< 会議の構成 >

議長、副議長、新政みえ4人、自民・無所属議員団3人、未来塾1人、日本共産党三重県議団1人、自民党青雲会県議団1人、公明党1人

（座長：議長、副座長：副議長） 計13人

< 会議等における議論の経緯等 >

請願の提出（平成19年9月27日）

- ・2団体から「乳幼児医療費助成制度」の拡充等にかかる請願が提出され、2会派が内容を調整のうえ一本化。

乳幼児医療費助成における通院費の対象年齢を4歳未満から義務教育就学前まで拡充等

10月11日の健康福祉病院常任委員会で採択 10月19日の本会議で採択

県と市町との検討会（平成19年9月28日）

- ・県と市町で構成する福祉医療費助成制度改革検討会において、平成17年10月から見直しの検討を行い、県から次の5項目について変更を提案
 1. 乳幼児医療費助成の対象年齢を義務教育就学前までに引き上げ（現行4歳未満）
 2. 心身障害者医療費助成の対象範囲を精神障害者の1級・通院まで拡大
 3. 受益と負担の公平性の観点から一部負担（自己負担額の2割）を導入
 4. 入院時食事代は給付の対象外
 5. 現物給付は導入しない

請願の提出（平成19年11月28日）

- ・福祉医療費助成制度への一部負担（2割負担）導入をしないことを求める請願が提出
12月13日の健康福祉病院常任委員会で採択 12月20日の本会議で採択

一般質問（平成19年11月28日）

- ・全6会派のうち5会派5議員が、福祉医療費助成制度の見直しについて質問を行い、議会全体で課題認識が広がる。

代表者会議（平成19年11月30日）

・議会基本条例第14条第1項の規定に基づく政策討論会議の設置を決定
第1回（平成19年12月6日）

・執行部の福祉医療費助成制度に関する見直し案と論点

・今後の進め方協議（参考人招致、アンケート実施） など

市町長アンケート（平成19年12月7～14日）

県内29市町のうち県提案制度への導入賛成は3市町のみで、19市町が自己負担なしの継続を主張。25市町が回答。

第2回（平成19年12月17日）

- ・参考人の意見聴取（3市町長、2団体（福祉医療費助成制度に関する請願団体））
- ・市町長アンケート結果 など

委員提案書の提出（平成21年12月17～21日）

- ・参考人意見やアンケート結果を踏まえ、各委員の提案書を提出

各市町議会からの意見書（平成19年12月12～26日）

- ・三重県福祉医療費助成制度の見直し案に対し、一部負担金を導入しないよう求める意見書が県内12市町議会から提出。合わせて、心身障害者医療費助成の対象範囲拡大についても一部から要望あり。

第3回（平成20年1月8日）

- ・福祉医療費助成制度改革についての委員提案とりまとめ
- ・福祉医療費助成制度の見直しに関する申入れ書（案）の作成
一部負担金の導入に反対することで一致。

会派内、会派間調整

- ・心身障害者医療費助成の対象範囲について意見集約
福祉医療費助成制度改革による県補助金増減シミュレーション等を添付

第4回（平成20年1月16日）

- ・心身障害者医療費の対象者拡大について、各会派修正意見の提示・最終とりまとめ
- ・申入れ書について討議

全員協議会（平成20年1月18日）

- ・「福祉医療費助成制度の見直しに関する申し入れ書」の提示・説明

知事へ申し入れ書を提出（平成20年1月18日）

- ・2割自己負担導入の撤回、精神障害者への助成対象範囲拡大など5項目について申し入れ

代表者会議（平成20年2月4日）

- ・申し入れに対する知事からの回答書「福祉医療助成制度の見直しにかかる県の考え方」について執行部から説明。

市町と協議を継続することとし、制度変更に伴う当初予算の計上を見送り

県と市町の新しい関係づくり協議会（平成20年2月15日）

- ・知事が29市町長に対し、当初導入を予定していた一部自己負担を撤回し、導入しないことなどを盛り込んだ見直し方針案を提示。

全員協議会（平成20年2月19日）

- ・知事から制度見直し方針の説明

本会議（平成20年6月10日）

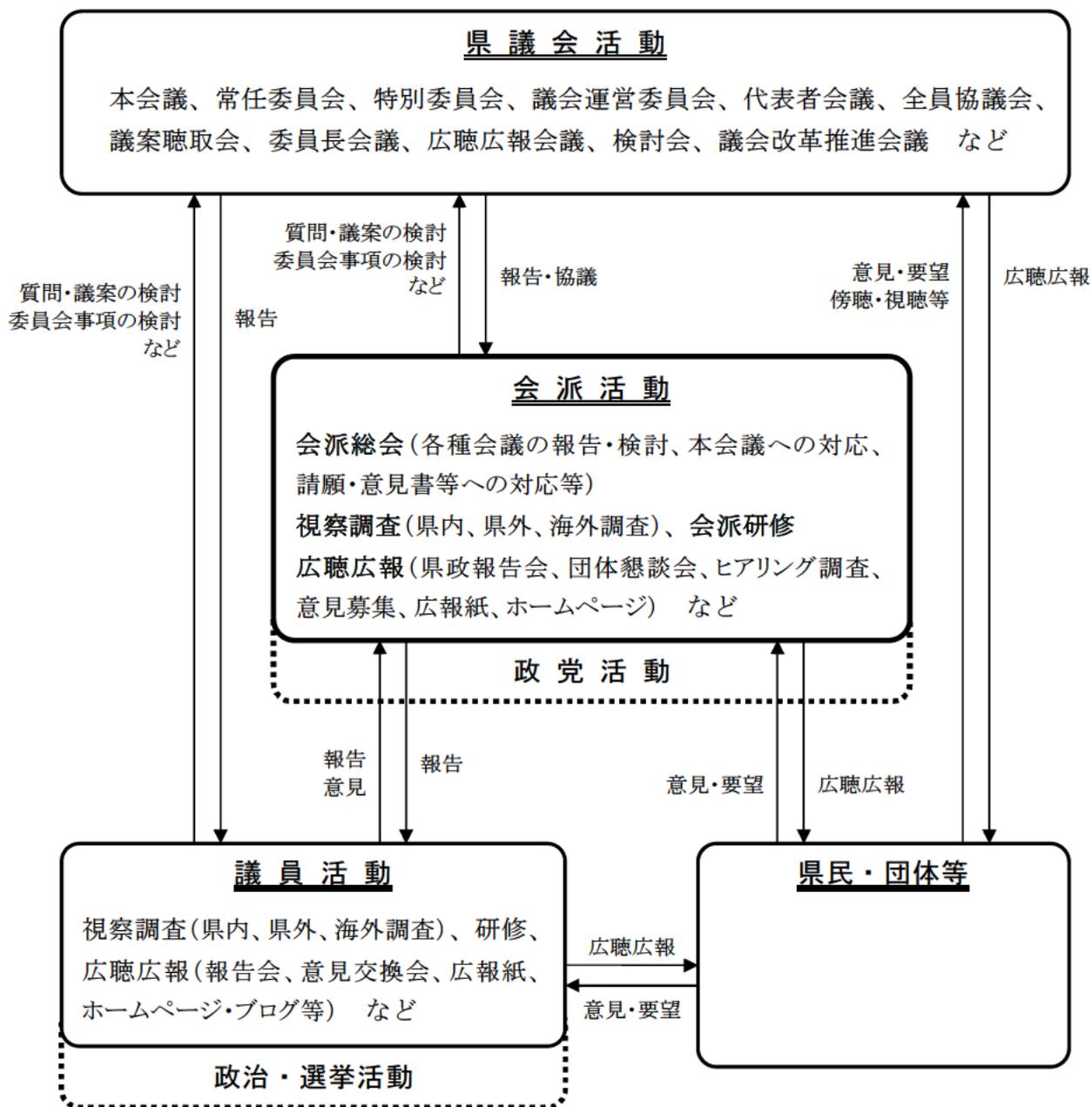
- ・制度の見直しに伴う補正予算の提出

本会議（平成20年6月30日）

- ・補正予算の可決

<参考>

議会活動・会派活動・議員活動の関係図



会期等の見直しにかかる外部検証結果

会期等の見直しは、これまで議会が抱えていた様々な課題に対応するうえで、極めて有効であることが、議会改革諮問会議の昨年度の調査で明らかになりました。一方、職員の業務量が増加し、行政サービス等への影響を懸念する声や、議会活動の増加に伴い、議員活動に制約が生じているといった問題点を指摘する意見も多く出されています。

こうした現状を踏まえ、三重県議会では、平成21年12月に議会改革推進会議の下に「会期等の見直しに関する検証検討プロジェクト会議」を設置し、翌年4月には調査結果が報告されました。しかしながら、当プロジェクト会議では、現行の定例会年2回制が先に決められ、通年制との比較検討が十分にされていたわけではないため、改めて外部から客観的な視点により検証を行い、今後の会期等の在り方について整理しました。

平成22年12月16日

三重県議会議会改革諮問会議

委員 廣瀬克哉

1 会期等の見直しの概要（平成20年～）

（1）会期等の見直しの背景

平成18年における三重県議会の年間会期日数は106日で、都道府県議会としては全国で2番目に長い日数となっていたものの、議事運営上、次のような課題がありました。

現行の限られた会期日数の中では、十分な審議時間が確保されておらず、特に実質1日間の常任委員会の審議では、知事提出の議案を審査して議決するのが精一杯で、委員会で討議して議案を発議したり修正していくことが難しい。

参考人の招致や公聴会の開催など、県民や学識経験者等の意見を議会の審議に反映するための制度が十分活用されていない。

議員間討議により、議会から条例案等の政策立案、積極的な政策提言などを行っていかうとすると、現状の年4回の定例会の会期では時間が足りない。

議案に関する質疑の時間が十分に確保されていない。

毎年度必ず行わなければならない決算の審査、予算の調査等が、閉会中の付託委員会の継続審査・調査として行われている。

閉会中には、重要な議案であっても知事が専決処分しているものがあり、議会のチェック機能が働いていない。

閉会中にも、特別委員会、検討会等が多く開かれ、多数の議員が登庁している。

(2) 会期等の見直しの具体的な内容

上記のような課題を解決し、議会の機能を強化するため、会期等の見直しを行い、平成20年から定例会の招集回数を年2回に改め、年間会期日数を増やして、議事運営等の弾力的かつ効率的な運用を図っています（平成19年12月20日、議員発議による「三重県議会定例会の招集回数に関する条例の一部を改正する条例案」を全会一致で可決）。

定例会の招集回数及び会期

定例会の招集回数を年4回から年2回に改め、年間総会期日数を240日程度に増加。

本会議の運営方法等

従来、一般質問として行っていた質疑質問を「議案に関する質疑」と「県政に対する質問」とに分離して行う。出席を求める説明員の範囲について、審議内容に応じて縮小する。

委員会の運営方法等

毎年5月の委員改選後に所管事項概要の調査を行う委員会を開催し、年間活動計画の作成等を行うなど、計画的な運営を行う。

常任委員会開催日数を、これまでの1委員会当たり1日間から2日間として部局別に審議し、議員間討議の時間設定や参考人の招致、公聴会の開催などにより、議案、請願、調査事項等の内容に応じた的確な審査、調査を行う。

本会議・委員会等の開催経費等

従来、費用弁償の支給対象となっていた委員会協議会等及び議案精読等に係る登庁については支給対象としない。（年約600万円の経費節減）

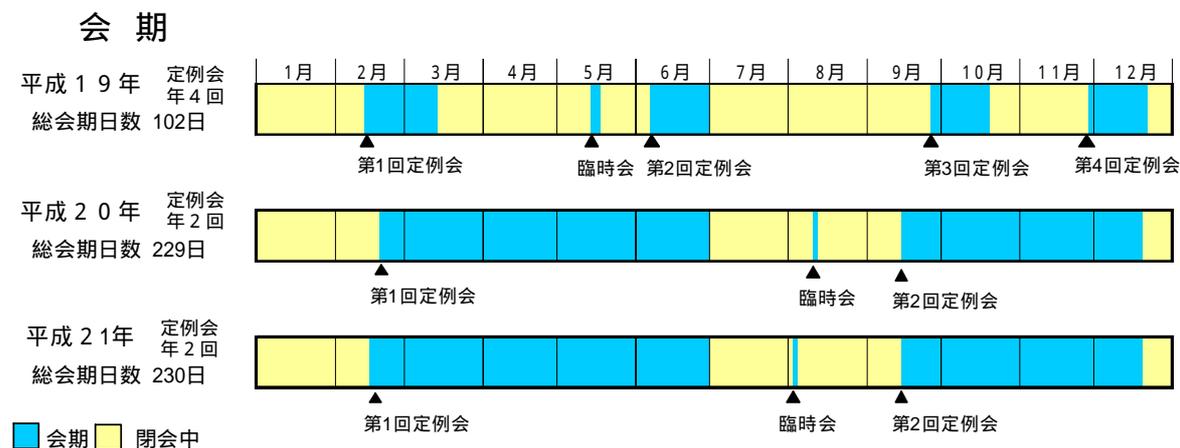
2 会期等の見直しによる現状・成果

(1) 定例会・臨時会の開催状況

平成20年及び平成21年の定例会、臨時会の開催状況は次のとおりであり、年間総会期日数は平成20年が229日、平成21年が230日となりました。

【平成20年】	【平成21年】
第1回定例会 2月19日～6月30日(133日間)	第1回定例会 2月16日～6月30日(135日間)
第1回臨時会 8月12日 (1日間)	第1回臨時会 8月3日 (1日間)
第2回定例会 9月16日～12月19日(95日間)	第2回定例会 9月16日～12月18日(94日間)
年間総会期日数(229日間)	年間総会期日数(230日間)

図1 - 定例会・臨時会の会期設定状況（平成19年・20年・21年）



このうち、例年は閉会中であったため知事が専決処分していた年度末の県税条例の一部改正については、3月末が会期中となったため、平成20年は3月31日及び4月30日に、平成21年は3月30日に本会議を開いて審議しました。

閉会期間が短くなったこと等により、地方自治法第179条の規定に基づく知事の専決処分は、平成19年の3件に比べ、平成20年及び21年は皆無となりました。

(2) 常任委員会の開催状況

常任委員会については、定例会中の開催回数を従前同時期の2倍に増やしたことにより、審査、調査に時間的な余裕ができたため、委員間での討議を行うとともに、学識経験者や請願者等を参考人として積極的に招致し、意見を聴取しました。

常任委員会及び特別委員会に招致した参考人数は、開閉会期間を通して平成19年の22人に比べ、平成20年は41人、平成21年は35人と増加しています。

また、公聴会を平成20年に1回(公述人2人)、21年に1回(公述人5人)それぞれ開催し、公述人である県民や学識経験者から意見を聴取しました。

表1 - 本会議・委員会の開催状況等(平成19年・20年・21年)

	平成19年							閉会中	計
	第1回 定例会	第1回 臨時会	第2回 定例会	第3回 定例会	第4回 定例会	会期中 小計			
日数	29	4	23	23	23	102	263	365	
本会議開催日数	7	2	5	5	5	24		24	
委員会開催回数	15	14	13	18	19	79	23	102	
内 行政部門別常任委員会(予決分科会含む)	6	7	6	8	9	36	7	43	
内 予算決算常任(特別)委員会	2	1	1	2	2	8	6	14	
内 議会運営委員会	5	2	3	3	4	17	5	22	
内 特別委員会	2	4	3	5	4	18	5	23	
委員会参考人数				10	7	17	5	22	
公聴会公述人数									
専決処分(法第179条)件数							3	3	

	平成20年					計	平成21年					
	第1回 定例会	第1回 臨時会	第2回 定例会	会期中 小計	閉会中		第1回 定例会	第1回 臨時会	第2回 定例会	会期中 小計	閉会中	計
日数	133	1	95	229	137	366	135	1	94	230	135	365
本会議開催日数	15	1	13	29		29	20	1	10	31		31
委員会開催回数	105		83	188	17	205	101	2	72	175	16	191
内 行政部門別常任委員会(予決分科会含む)	55		43	98	9	107	55		45	100	2	102
内 予算決算常任(特別)委員会	8		11	19	1	20	8	1	10	19	1	20
内 議会運営委員会	22		14	36	3	39	25	1	11	37	4	41
内 特別委員会	20		15	35	4	39	13		6	19	9	28
委員会参考人数	13		15	28	13	41	16		8	24	11	35
公聴会公述人数			2	2		2	5			5		5
専決処分(法第179条)件数												

(3) 会期等見直しの効果

上記の結果、会期等の見直しにより、次のような効果があったと整理できます。

知事の招集手続きを経なくても、議長の判断で随時、本会議を開催できる。

知事の専決処分を極力避けることができる。

会期が長くなることにより、議案を提案できる期間が長くなった。

審議期間を十分に確保できることから、議員間討議が充実し、参考人の招致や公聴会の開催などが行える。

3 会期等の見直しによる課題

前述のとおり、会期等の見直しにより、さまざまな効果があることが分かりましたが、一方、これまで議会改革諮問会議が実施した各種調査結果等からは、いくつかの課題も明らかになっています。

(1) 議会改革にかかる議員アンケート及びヒアリング結果

会期等の見直しに関し、平成 21 年度に実施した「議会改革にかかる県議会議員の意向把握アンケート」及び「議会改革にかかる議員ヒアリング」の結果からは、次のような課題が明らかになりました。

県議会議員アンケート

議会改革の個別取組に対する評価は、「効果がある」及び「ある程度効果がある」の合計の平均は 78.1%と高い状況にあるものの、「会期等の見直し」に関しては 63.3%であり、下から 3 番目の項目と低い評価となっています。

図 2 - 議会改革の個別取組評価(下位 3 項目)「効果がある」「ある程度効果がある」の計

議員間討議	53.0%
市町議会との交流・連携	59.2%
会期等の見直し	63.3%
全項目の平均	78.1%

県議会議員ヒアリング

「会期年 2 回制」は効果がある

議論の場の充実につながった

緊急時の対応（専決処分対応）が可能となった

議会独自の議会招集が可能となった

と当初の見直しの目的が果たせているとする肯定的な意見が多くある一方で、次のとおり様々な課題を感じている議員も多くいます。

会議が多くて忙しすぎる

議員活動に制約が生じている

議員が勉強できる時間がない

議員間討議や会派内調整などに制約が出ている

メリハリがなく集中した議論にならない

定例会年 2 回制に見直した目的の効果が表れていない

そして、今後の検討に際しては、次のような意見が出されています。

県民の意向を踏まえた検証が必要

執行部へ与える影響を考慮する必要

現在の定例会年 2 回制のまま様子を見るべき

通年制を基本とすべき

会議開催のメリハリが必要（会議全体の工程を管理）

(2) 本会議、委員会等の会議日数の変化とその要因

先の調査結果を踏まえ、会期等の見直しにより、各種会議の開催日数がどのように変化したかについて整理したところ、次のようなことが明らかになりました。

表2 - 本会議・委員会等の開催状況（H19とH20～21の比較）

会議の種類		年度				
		H19	H20	H21	H20～21 平均(A)	H19と(A) との差
全体日数		365	366	365	366	
本会議開催日数		24	29	31	30	6
委員会開催回数		102	205	191	198	96
内 訳	行政部門別常任委員会(予決分科会含む)	43	107	102	105	62
	予算決算常任(特別)委員会	14	20	20	20	6
	議会運営委員会	22	39	41	40	18
	特別委員会	23	39	28	34	11
代表者会議		16	19	26	23	7
全員協議会		9	13	10	12	3
議案聴取会		8	11	7	9	1
委員長会議		3	4	4	4	1
広聴広報会議		10	12	11	12	2
検討会等		22	48	26	37	15
議会改革推進会議		18	11	20	16	-3
予算決算常任委員会理事会		21	23	27	25	4
ワーキング・グループ		1	14	4	9	8
合 計		97	155	134	145	48

本会議

年間の開催日数は、平成19年の24日に比べて平成20年が29日（5日増）、平成21年が31日（7日増）に増加しました。これは、議案に関する質疑を新設したこと、会期中に随時提出議案を審議したこと等によるものとなっています。

常任委員会

行政部門別常任委員会の年間の開催日数は、平成19年の43日に比べて平成20年が107日（64日増）、平成21年が102日（59日増）と大幅に増加しました。これは、常任委員会開催日数を、これまでの1委員会当たり1日間から2日間とし、部局別に審議するようになったことや、参考人招致の増加、公聴会の開催などによるものです。

また予算決算常任(特別)委員会についても、年間の開催日数が平成19年の14日に比べて平成20年が20日（6日増）、平成21年が20日（6日増）と増加しています。これは、行政部門別常任委員会と合わせて予算決算常任委員会の分科会を開催することに伴い、増加したものです。

議会運営委員会

年間の開催日数は、平成19年の22日に比べて平成20年が39日（17日増）、平成21年が41日（19日増）と大幅に増加しています。これは、本会議の開催日数が増加したことに伴い、これに先立ち議会運営委員会を開催する必要があることによるものです。

特別委員会

年間の開催日数は、平成19年の23日に比べて平成20年が39日（16日増）、平成21年が28日（5日増）となっています。特別委員会の設置数は、平成19年度が4委員会に対し、平成20年度が4委員会、平成21年度が2委員会であり、各委員会の開催回数はそれぞれ異なっています。

表3 - 特別委員会の設置・開催状況

年度	委員会名	開催回数	計
19	地域活性化対策調査特別委員会	13	25
	南北格差対策調査特別委員会	4	
	子育て支援対策調査特別委員会	5	
	県立病院等調査特別委員会	3	
20	地域間格差対策調査特別委員会	9	37
	NPO等ソーシャルビジネス支援調査特別委員会	10	
	救急医療体制調査特別委員会	9	
	食料自給対策調査特別委員会	9	
21	地域経済活性化対策調査特別委員会	7	18
	地域雇用対策調査特別委員会	11	

検討会等

年間の開催日数は、平成19年の22日に比べて平成20年は48日(26日増)、平成21年は26日(4日増)となっています。検討会等については、平成19年以降に様々なものが設置され、検討が行われていますが、各年度により設置される会議も異なるため、単純な比較は難しい状況です。

表4 - 検討会等の設置・開催状況

会議名	H19	H20	H21
道州制・地方財政制度調査検討会			
政策討論会議(新しい県立博物館整備のあり方)			
政策討論会議(福祉医療費助成制度の見直し)			
食の安全・安心の確保に関する条例検討会			
水力発電事業の民間譲渡に伴う宮川流域諸課題解決のためのプロジェクト会議			
議員提出条例に係る検証検討会			
政策討論会議(財政の健全化)			

議会改革推進会議

総会及び役員会、プロジェクト会議を合わせた年間の開催日数は、平成19年の18日に比べて、平成20年が11日(7日減)、平成21年が20日(2日増)とほとんど変わっていません。

表5 - 会議の設置・開催状況

会議名	H19年度	H20年度	H21年度
総会	3回	4回	2回
役員会	5回	8回	11回
会期に関する検討プロジェクトチーム	10回		
議長等任期に関する検討プロジェクトチーム		3回	
会期等の見直しに関する検証検討プロジェクト会議			6回

ワーキンググループ

年間の開催日数は、平成19年の1日に比べて、平成20年が14日(13日増)、平成21年が4日(3日増)となっています。平成20年には2つのワーキンググループを設置・検討していたことから、当該年に会議の開催日数が多くなっています。

表6 - 会議の設置・開催状況

会議名	H20年度
政務調査費に関するワーキンググループ	12回
分煙に関するワーキンググループ	2回

⑧まとめ

以上、①～⑦の全体を整理すると、定例会が年4回制から年2回制に変更になったことにより、会期日数が大幅に増加したものの、その中には休会日もあることから、一概に会議日数が増加したわけではありません。

むしろ、会期制の変更と合わせて常任委員会の開催方法を変更したことや、平成20年度以降にテーマごとの検討会等の設置・検討が増加したことなどに伴い、全体の会議日数が増加したのと考えられます。

従って、会期制の変更が、会議日数の増加に直接結びついたとは、必ずしも言えないと考えられます。

(3)「議会・会派・議員活動」にかかる状況把握アンケート結果

会期等の見直しの検討に関連して議会改革諮問会議が平成22年9月に実施した県議会議員アンケート結果によると、議会・会派・議員活動の3つのバランスは、議会活動が32.2%、会派活動が19.7%、議員活動が32.7%、私的活動が15.4%となっており、議員の現状認識としては、「バランスはちょうど良い」が65.8%、「議会活動の割合が大き過ぎる」が14.6%、「議員活動の割合が大き過ぎる」9.8%、「会派活動の割合が大き過ぎる」が4.9%など、多くの議員は、現状を肯定している状況となっています。

図3-「議会・会派・議員活動のバランス」

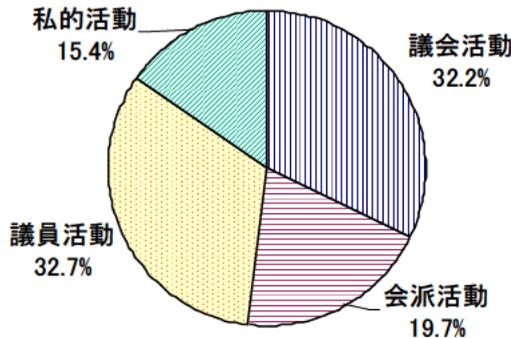
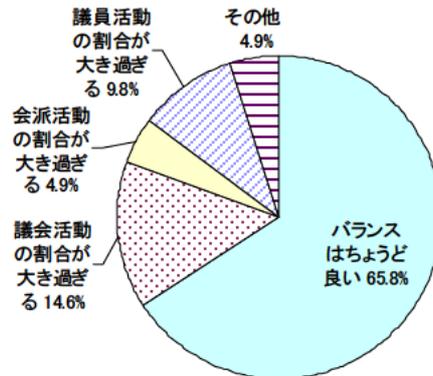
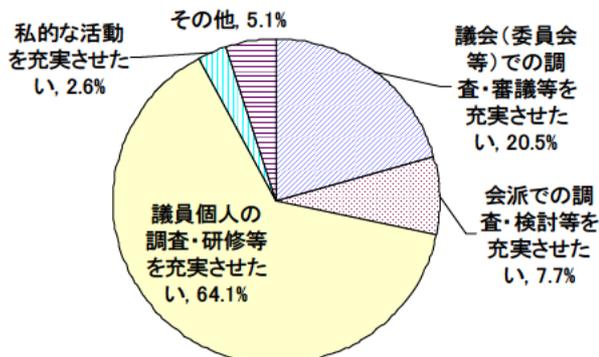


図4-「3つの活動の現状認識」



また、3つの活動にかかる今後の意向としては、「議員個人の調査・研修等を充実させたい」が64.1%、「議会（委員会等）での調査・審議等を充実させたい」が20.5%、「会派での調査・検討等を充実させたい」が7.7%、「私的な活動を充実させたい」が2.6%など、議員個人の活動を充実させたいとする意向が強い傾向があります。

図5-「3つの活動にかかる今後の意向」



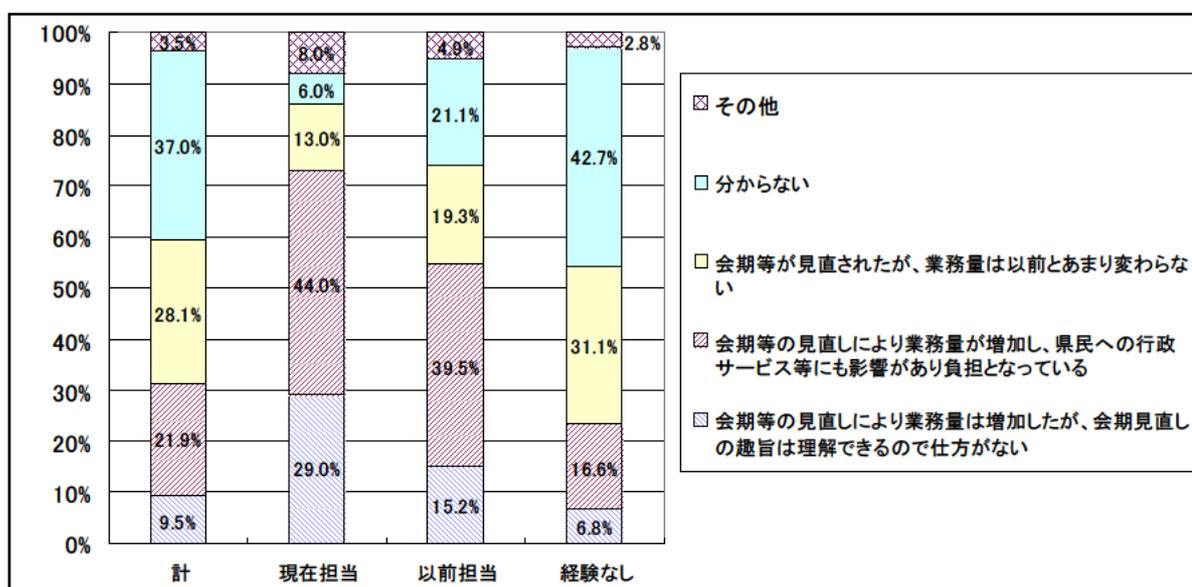
(4) 三重県議会及び議会改革にかかる職員アンケート結果

平成 22 年 2 月に議会改革諮問会議が実施した県職員アンケート結果によると、「会期等の見直し結果にかかる現状認識について、全体としては「分からない」37.0%、「業務量は以前とあまり変わらない」28.1%、「業務量が増加し、県民への行政サービス等にも影響があり負担となっている」21.9%となっていますが、議会業務を担当している者は、73.0%が「業務量が増加した」としており、さらに 44.0%は「県民への行政サービス等に影響があり負担となっている」としています。

図 6 - 「会期等の見直し結果にかかる現状認識」(職員全体)



図 7 - 「会期等の見直し結果にかかる現状認識」(議会経験者別)



会期の見直しと合わせて、常任委員会の開催日数を増加し、部局別に審議するようになったことなどが、議会担当者にとって大きな負担感となって表れているのではないかと考えられます。

(5) 議会事務局の態勢

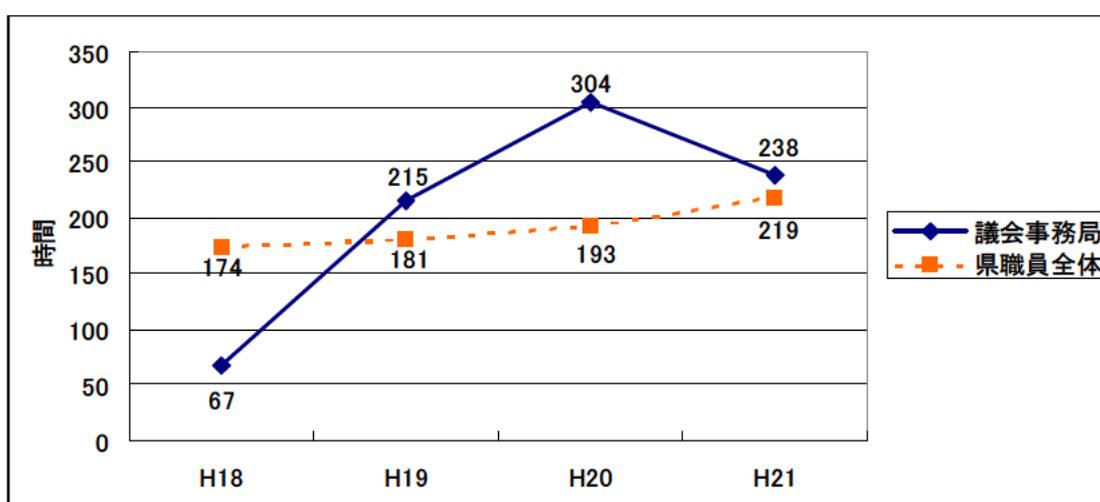
会期日数が増加し、議会活動が活発化することに伴い、その活動をサポートする議会事務局の役割は大きくなります。事務局の組織定数や職員の時間外勤務の状況から見たところ、定数は現状のまま推移し、時間外勤務は大幅に増加しています。単純な比較はできないものの、20年度は19年度や21年度に比べて各種検討会及び特別委員会の設置数が多かったことなどが、時間外の増加にもつながっているのではないかと考えられます。

表 7－議会事務局の職員定数の変化（人）

区 分	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度
局長、次長	2	2	2	2
総務課	9	9	9	9
議事課	8	8	8	8
企画法務課	14	14	14	14
合 計	33	33	33	33

※人数は書記のみ（技術員、非常勤嘱託員、業務補助職員は除く）

図 8－職員 1 人当たりの時間外勤務の推移（年間）



5 今後の会期等見直しの方向性

4で整理した諸課題を踏まえ、今後、三重県議会が目指すべき方向性について、次のとおり整理しました。

（1）通年議会を前提にした年間スケジュールの検討

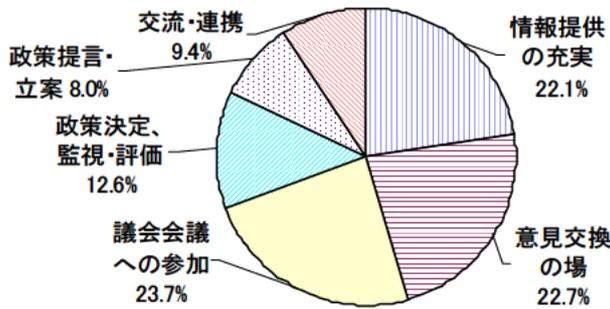
「議会・会派・議員活動」にかかる状況把握アンケート結果のとおり、多くの議員が3つの活動のバランスを肯定しているものの、今後の意向としては、議員個人の活動を充実させたいという傾向もあることから、議会活動だけでなく、会派や議員の活動も含めて、3つの活動全体のバランスを図りながら、会期の在り方について検討していく必要があります。

また、会期等の見直しとともに、会派や議員の活動を実質的に拘束している委員会や各種会議などの年間スケジュールも合わせて検討しないと、先述した議員の抱えている課題解決にはつながりにくいため、県議会活動全体のバランスを考慮し、総合的な観点から検討する必要があります。

（2）県民や市町議会のニーズの高い広聴機能の強化や交流・連携の推進につながる取組

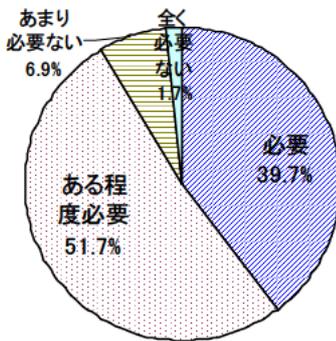
議会改革諮問会議が21年度に実施した「三重県議会及び議会改革にかかる県民意識アンケート」結果から、県議会と直接、意見交換できる場などの広聴の取組を求める意見が多くありました。

図9－県民の今後の議会改革に対する意向



また、同じく21年度に実施した「三重県議会との連携にかかる市町議会アンケート」結果から、県議会との交流・連携を求める意向には高いものがあります。

図10－県議会との交流・連携の必要性

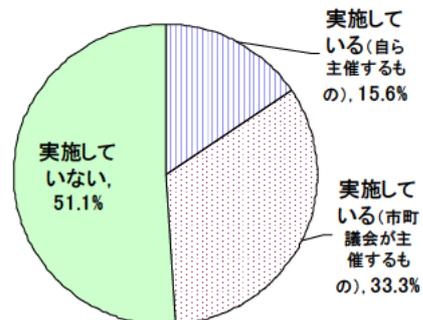
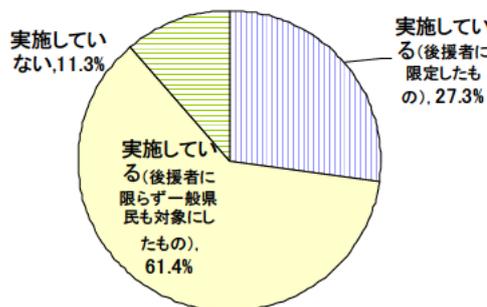


以上のような意向に対して、22年度に実施した「議会・会派・議員活動にかかる状況把握アンケート」結果によると、議員個人としては議会報告会などを地元で開催し、選挙区の住民や市町議会議員と意見交換等を行っている方もみえますが、その取組状況は個人により差が見受けられます。

県議会議員は、地域の代表という側面と県全体の代表という2つの面があるものの、二元代表制の一翼を担い、その機能を十分に発揮していくためには、議会として民意を共有し、議論を通して、議会としての方向性を導き出していくことが求められます。

図11－議会報告会・意見交換会の実施状況

図12－市町議会との意見交換会等の実施状況



このため、県議会として議会報告会や意見交換会などの広聴の場や、市町議会との交流・連携を通じた民意や地域課題の共有などを図っていくことが極めて重要となっており、これらの取組が年間の議会活動の中に組み込まれるよう、調整していく必要があります。

(3) 政策サイクルの確立を見据えた議会活動

先の(1)(2)を実現させていくためには、従来よりも議会活動の割合が高まり、日程の確保が難しくなることが予想されます。

このため、1年間の議会活動スケジュールだけでなく、議員任期の4年間を通して具体化を図っていくことが重要となります。

これらの取組により、従来の広報から広聴へ、さらに政策形成・決定へと結び付けていくことで、概念的なものに留まっていた議会による「政策サイクル」を、より具体的なものへと進化させていくことが可能になると考えられます。

(4) 地方行財政検討会議での議論

第一分科会において「議会のあり方」が検討テーマになっており、この中で「会期制」についても議論されていることから、この動きにも注視する必要があります。

【参考】地方行財政検討会議第7回第一分科会（平成22年10月29日）から

「会期制にかかる論点」

現行制度上、地方議会においては国会と同様会期制が設けられており、会期中に限り、議会は活動能力を有するとされている。

幅広い層の住民が議員として議会に参加できるとともに議会機能の充実強化を図るという観点から、議会が長期間にわたり活動能力を有することとするため、現行制度（一年単位で定例会・臨時会を開催し、その都度会期を設定）と異なる制度を創設することについてどう考えるか。

この場合、定例会・臨時会という区分に応じ一定時期の集中審議を基本とする議会運営とは別に、一年を限度として長期の会期を条例で定め、その間定期的かつ予見可能性のある形で議会を開催する議会運営を可能とすることとするか。

新たな制度を創設する場合、条例で定めるところにより、現行制度との選択制とするか。

新たな制度を創設する場合、以下の論点についてどう考えるか。

活動能力の開始について

現行制度では、長の招集行為により、定例会・臨時会の開会から一定期間議会に活動能力が付与されると考えられているが、新たな制度を採用した場合、長の招集行為により、長期間にわたり議会に活動能力が付与され、その間議長が定期又は必要に応じて会議を開く権限を有すると構成できるのではないか。

会議のあり方について

新たな制度を採用した場合、長期間にわたって議長がいつでも会議を開くことができることとなり、議長の裁量が大きく拡大することから、開議・閉議に係る一定のルール（例えば、定期的に会議を開催する日、会議の時間帯）を条例等で定める必要があるのではないか。

実際に多くの議案を提出する長が、緊急に議会の審議を必要と考える場合に、議長に開議の請求ができる手続きが必要ではないか。その場合、議長は一定期間内に会議を開かなければならないこととするか。

幅広い住民が議員として参加するための方策（夜間・休日の開催等）をどう考えるか。

専決処分について

新たな制度を採用した場合、現行の長の専決処分の要件のうち、もっとも適用事例の多い「特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるとき」という要件は適用されなくなる一方で、長が議長に開議の請求をした場合に、議会が一定期間内に会議を開かない場合について、専決処分できることとするか。

一事不再議について

一事不再議の原則は、法令上規定されたものではないが、新たな制度を採用し、長期の会期を定めた場合であっても、議決後に事情の変更が生じなければ、一事不再議の原則が適用されると考えてよいか。

行政能率への影響について

行政能率への影響を考えた場合、長等の議会への出席義務について、どう考えるか。

例えば、定例日を定めることとした場合、定例日に限り義務を課すことや、長等に議会への出席を求める開議日の予定について日程調整を図ることとすること、あるいは、長等がやむを得ず議会に出席できない事情がある場合には出席義務を免除することなどが考えられるか。

特に、夜間・休日の開催となった場合、勤務時間の変更などの手当を考える必要があるか。